

# 津軽家江戸屋敷役割分担索引

作成 加賀佳子

本索引は平成13年度国文学研究資料館共同研究「大名屋敷の饗宴の研究—『弘前藩庁日記』を読む—」のために作成し、平成10年から13年の科研（基盤研究C・10600437）報告書「初期歌舞伎と沖縄の組踊—大名家における歌舞伎上演を回路として—」に載録した「仕事索引」を改訂したものである。

この索引は、武井協三『若衆歌舞伎・野郎歌舞伎の研究』所収「『弘前藩庁日記』（江戸日記）本文抄」（寛文13年5月17日～元禄15年3月6日）に記載された、津軽家上屋敷での芸能上演にあたっての、当主・家臣・他の、ほぼ全仕事の索引である。

本索引で「仕事」というのは、家臣の役割りとして日記本文に「役付ケ」として記されているもの他に、家臣の果たしている、芸能上演に関する働きをいう。さらに、当主が招待客接待のために行っている、例えば、挨拶のようなことも「仕事」として採取している。

作成の主目的は二つあり、一つは、家臣の仕事がいかにシステマティックに割り振られているかを見ること、もう一つは、屋敷内で芸能を上演するためにどのような仕事が行なわれているかを知ること、である。

従って、本索引は、一般的に索引とよぶものとはおもむきを異にしており、項目に取られている仕事の年月日を検索するといった、時間に関することについては、使い勝手が必ずしもよくないことを、あらかじめお断りしておきたい。

## 凡例

◇項目は各自の仕事であり、その並べ方は五十音順である。

ただし、各音（「あ」「い」……）内の項目の並べ方は、五十音を原則としつつも、日記本文の年月日順・本文記載順、項目を仕事として分類した順、などがある。

例えば、

「あ」音内で、

「操りに上演を変更、操りの【予約】を申付け」という項目が、五十音順に反して、「操舞台の図・座敷図を持つ」という項目の後ろに並んでいるのは、これらの項目では、五十音順より年月日順を優先したためである。

仕事が多岐にわたっており、機械的に五十音順にするのはかえって混乱をきたすため、仕事の性格によって、上記のいずれかの順番を採用した。

◇本索引の項目には「操舞台の図・座敷図を持つ」のように、複数の項目から成る長い項目がある。

その場合、

「操舞台の図・座敷図を持つ」として検索できる他に、「座敷図」からも検索可能なように、「座敷図」の項目を立てて【】で示し、

「【座敷図】操舞台の図・座敷図を持つ」のようにした。同様に、

「【図】操舞台の図・座敷図を持つ」

「【舞台の図】操舞台の図・座敷図を持つ」

として、各々から検索可能である。

これについては、下記「記号について」も参照されたい。

なお、項目には注を付したものがあつた。上の例のように、一つの項目から幾つかの項目が展開している場合、本来ならその全ての項目に同じ注を付けるべきであるが、項目の位置の性格などから、別の表現になっているもの、注を略したものもあること、を御承知おき願いたい。

#### ◆記号について

##### ◇操①・歌①：操り・歌舞伎の記事の、各々の通し№

例えば、先の例「操舞台の囃・座敷囃を持つ」の項目の通し№は、操①である。

ただし、延宝7年5月29日の記事は火事の記述のみなので、この№は無く「火事」とする。

なお、使用しているワープロソフトでの、○囲みのある№は①までなので、№21からは○囲みナシとなる。

本索引では、項目の年月日は記載しない。年月日は、加賀の資料「津軽家上屋敷における芸能上演の時間、家臣の役割など」の4枚目・5枚目の「年間上演表」に、「操①・歌①」の記号とともに記しているのだから、それに依られたい。

##### ◇46-02：項目の含まれている本文記事の、総通し№-（原本での）一ツ書№

日記の最初、寛文13年5月17日の記事を通し№の01として、この「46-02」は、46番目である元禄7年3月11日の記事の、一ツ書の省略のない原本での、前から02番目の一ツ書の記述「御講談……」を示す。ここに、先の例「操舞台の囃・座敷囃を持つ」の項目が含まれる。

記事の総通し№は01（寛文13年5月17日）から始まるが、最終№は67（元禄15年3月6日）である。

ただし、延宝5年10月4日のみ、№11と№12の2つ分の№を持つ（これは、この年月日の記事内容が2つに別れるためである）。よつて延宝5年10月4日の次の、延宝7年5月7日の記事の総通し№は13となる。以下は順次最終№67まで続く。

項目の年月日は記載しないので、上記「年間上演表」の「操①・歌①」の記号に依られるか、同表にこの総通し№を書き込むかをお願いしたい。

##### ◇(1)・(ア)：家臣の仕事のうち「役付ケ」に記載されているものを示す

日記本文に「役付ケ」として記載される仕事を2分類し、上演関係の仕事には数字を、その他の仕事には片仮名を、記述順に、各々に付した。

数字の(1)は「役付ケ」として記される上演関係の仕事を、[1]は「役付ケ」に準ずる上演関係の仕事を示す。片仮名の(ア)は「役付ケ」でのその他の仕事を、[ア]は「役付ケ」に準ずる、その他の仕事を示す。

例として、延宝5年9月27日（操①）の記述を取り上げると、

一ツ書№33の「楽屋方諸色」の項目は、上演関係の仕事であり、「役付ケ」の2番目に記述されているから(2)と付している。

一ツ書№32「奥への口番人」の項目は、その他の仕事であり、「役付ケ」の最初に記された(ア)である「御錠口より……」の記述からは、11番目に記載されているので(サ)と付している。

この例は、上記加賀の資料1枚目下段右側に出しているのだから参照されたい。

この記号を付した目的は、家臣の仕事が「役付ケ」に記された仕事のものか、そうでない仕事なのかを区別するためと、数字と片仮名の五十音によって、その仕事「役付ケ」の何番目に記されているかを判明させるためにある。

この目的以上の意味は、この記号にはない。

##### ◇【見積り】表料理見積り：複数の項目の入つた長い項目から、一つを抜出して立てた項目（【】内）と、もとの項目

この【】記号に、( )が続く場合がある。

例としては、

【見積り】(白砂)広間、白砂まで見積り

のような項目である。

この( )は、【見積り】が何であるかを分類したことを示している。ここでは、それは「白砂」の見積りであることを表している。

これを「広間」として分類した場合は、

【見積り】(広間)広間、白砂まで見積り

という項目になる。

すなわち「広間、白砂まで見積り」という項目は、凡例の2番目に記したとおり、  
広間、白砂まで見積り

【白砂】広間、白砂まで見積り

【見積り】(白砂)広間、白砂まで見積り

【見積り】(広間)広間、白砂まで見積り

の4つの項目の、いずれからも検索可能である。

◇若殿（津軽平蔵）：本文の表記または記述（本文の表記または記述からの補足）

例として、

若殿（津軽平蔵）の供

お梅の男の供（侍分3人・中間と六尺16人）の馳走役人

のような項目がある。1例目の（）内が本文表記の、2例目の（）内が本文記述からの、各々補足である。

なお、「中屋敷奥様」に関する、

中屋敷奥様（奥様）

という項目では、（）内が、本文表記である。これについては下記「表記について」に記す。

◇〔予約〕：一般的には〔 〕を使用する、私の推定を示す

例として、

操りに上演を変更、操りの〔予約〕を申付け

の項目での〔予約〕は、本文にはないが、私に「予約」とする、という意味を示している。

下記「役職について」で〔 〕を、貞享2年2月の役職の記号としているので、それとの混乱を避けるために使用した。

#### ◆役職について

◇〈家老〉：家臣の寛文期の役職（田澤正『弘前藩御日記 寛文編』上・下（新つがる企画。上、平成6年。下、平成7年）による）

◇〔家老〕：家臣の貞享2年2月の役職（『貞享二年二月調御家中分限帳』（『弘前藩御日記 寛文編』上、所収）による。索引中では「分限帳」とする）

◇家老：項目を取った記述に「家老」と記載のある家臣

◇「家老」：項目を取った記述中には無いが、その項目を含む同年月日の記事に「家老」と記載のある家臣、もしくは、項目の記述に近い年月日の記事に「家老」と記載のある家臣

◇家老（近習用人）：現在の役職（前の役職）

例として、

家老（〔近習用人〕）

の場合、項目の仕事はその現在の「家老」の役職で勤めたが、その前職は、貞享2年2月の「分限帳」では「近習用人」であったことを示す。

ただし、この役職の移動については、必要時のみ記す。

#### ◆表記について

◇「御錠口」「御座之間」等の「御」を省けないもの以外の「御」は省略する。

◇「大奥様」「〇〇奥様」「御隠居様」以外は、「様」を省略する。

◇徒歩・歩行は「徒」に、裕筆は「右筆」に、小性は「小姓」に、児小姓は「小小姓」にまとめる。よって、本文表記「歩行組頭」も「徒組頭」とする。

◇若殿津軽平蔵の妻は「中屋敷奥様」にまとめ、本文記載の呼称を（）に記し、「中屋敷奥様（奥様）」のようにする。

◇当主津軽信政は、日記本文に「殿様」と無い場合は、「当主」とする。

◇人名は、本文表記のママであるから、人によっては異表記がある。検索注意。

#### ◆その他

◇仕事のうち、使者・口上役は、津軽家の家臣のみ取る。

◇お付きの家臣は、他家の家臣は取らない。津軽家の家臣であっても、女の家臣は取らない。

◇項目の仕事をする者の名前が未記載の場合、上演に関する役目を負う場合は「役人名ナシ」とし、主人の供・送迎のような、家臣としての仕事の場合は「家臣名ナシ」とする。

◇長い項目で一行に収まらない場合改行するが、パソコン検索の便のため、項目の読点内では改行しない。同様に、データ内の、項目の仕事をする者が多数の場合、人名・役職名の途中で改行はしない。

例としては、下記のようなものがある。

【料理之間】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、

料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める〔番人〕

：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進・小姓組3人

本索引はワープロソフト「松」V6で作成した。

プリントアウトはそれゆえ「松」に登録したプリンタを使用すべきであったが、そのプリンタの故障のため、打出しは、林公子氏のお手をわずらわせた。テキストファイルにおとした文書ファイルを、もとの「松」指定の書式に復活させ、かつ製本のご造作にもあずかった。化石のようなパソコンで作ったファイルが現代に蘇ったのは、ひとえに氏のご労作のたまものである。深く感謝して御礼申し上げます。

本索引の誤り・記載もれなどについて、御教示・御指摘を仰ぎたい。

平成14年1月

年間上演表 『弘前藩庁日記』寛文13年5月17日～元禄15年3月6

扱：浄瑠璃、人形  
 歌：歌舞伎、狂言など  
 ①：扱・歌それぞれの記事の通しNo (上演、報酬)  
 1：経過しNo

寛文13 (延宝1)	5/17 1 歌① 次郎兵衛 ※上演予定 5月18日、 ただし延引	11/8 2 歌② 次郎兵衛 源太郎 (報酬不載)	12/5 3 扱① ※泉光院邸 での上演						
延宝2									
延宝3	12/11 4 歌③島原 太郎兵衛 九右衛門 (報酬不載)								
延宝4	2/3 5 扱② 土佐接	2/12 6 扱③ 土佐接	2/15 7 扱④(報酬) ◆②③分 虎之助						
延宝5	9/18 8 扱⑤ 薩摩五郎右 衛門座 (小平太 滑五郎 永閑 次郎三郎) ※照明	9/24 9 歌④ 座敷狂 言(島原) 小道具屋九 右衛門	9/27 10 扱⑥ (薩摩太夫 永閑) ※大夫分5 人	10/4 11 扱⑦(報酬) ◆⑤⑥分 薩摩太夫永 閑 歌⑧(報酬) ◇④分 狂 言島原 九右衛門ら (※肝煎に)					
延宝6									
延宝7	5/7 13 歌⑥ (万能丸一 円)	5/13 14 歌⑦ 万能丸一円	5/16 15 歌⑧(報酬) ◇⑥⑦分 万能丸一円 方	5/29 16 火事 堺町より出 火					
延宝8	2/9 17 歌⑨ 横屋次郎兵 衛 (報酬不載)	3/11 18 歌⑩ (加賀屋太郎 兵衛) 小道具屋九 右衛門	3/16 19 歌⑪ (中村金太 夫)	3/25 20 歌⑫(報酬) ◇⑩分 加賀屋太郎 兵衛方 ◇⑪分 中村金太夫 方	4/16 21 歌⑬ (小道具屋 九右衛門)	5/4 22 歌⑭(報酬) ◇⑬分 小道具屋九 右衛門方			
天和1 2 3									
貞享1 2 3 4									
元禄1									
元禄2									
元禄3	2/11 23 扱⑯ 小山次郎三 郎 式部大夫 (報酬不載、 別帳アリ)	4/2 24 扱⑰ (小山次郎 三郎) (別帳アリ)	4/11 25 扱⑱(報酬) ◆⑯分 小山次郎三 郎方	5/19 26 扱⑲ 基盤の 上の扱 小山次郎三 郎	5/20 27 扱⑳(報酬) ◆⑱分 小山次郎三 郎方				
元禄4									
元禄5	1/5 28 歌㉘ 籠屋次郎三 衛門 座頭	1/10 29 歌㉙(報酬) ◇㉘分 籠屋次郎三 衛門、他 座頭	3/18 30 歌㉚ 小道具屋九 右衛門	3/19 31 歌㉛(報酬) ◇㉚分 (小道具屋) 九右衛門 [琴屋]政右 衛門					

元禄6	5/4 32 歌⑩ 準備(荒木 武兵衛、5月 6日に座敷 の検分)	5/9 33 歌⑪ 準備(膳番 へ献立の一 部申渡し)	5/10 34 歌⑫ 荒木武兵衛 (禰九郎 喜八) ※舞台設営	5/11 35 歌⑬(報酬) ◇⑫分 荒木武兵衛	5/21 36 歌⑭ [琴屋政右衛 門] 鶴岡九右衛 門	5/22 37 歌⑮(報酬) 政右衛門 九右衛門 他	11/18 38 操⑯ 基盤人 形 小山浄有 淡兵衛	11/21 39 操⑰(報酬) ◆⑱分 基盤 の芸、狂言 小山次郎三 郎 淡兵衛	12/18 40 操⑱ 小山常有へ オットセイ の肉を下賜
元禄7	2/11 41 歌⑲ 準備(政右 衛門方より 番付を上げ る)	2/20 42 歌⑳ 準備(道具 設置、見物 仰付け、御新 造様ら発遣の 注進、予定 客、不時の 客取次)	2/21 43 歌㉑ 九右衛門 政右衛門 ◇報酬 九右衛門 政右衛門 他	2/晦 44 操㉒ 準備(役者 方・楽屋方、 舞台設営奉 行の任命)	3/7 45 操㉓ 準備(見物 仰付け)	3/11 46 操㉔ 土佐大掾(土 佐大夫) (与惣兵衛 三郎 市之丞) ◆報酬 3月14日 上記の者遣	4/21 47 歌㉕ (團九郎 勘太郎 衛門 他)	4/25 48 歌㉖(報酬) ◇㉗分 團九郎 勘太郎 衛門 他	
元禄8	6/11 49 歌㉘ 政右衛門 九右衛門 ※舞台設営 ◇報酬 6月13日に 政右衛門方へ	8/14 50 歌㉙ 琴屋政右衛 門、中屋敷 平産[麴麻 呂誕生]の 祝儀							
元禄9									
元禄10	5/21 51 歌㉚ 政右衛門 ◇報酬 政右衛門ら	5/22 52 歌㉛ 家臣、昨日 の見物の礼	11/23 53 歌㉜ [子共芝居] ◇報酬 記載は小納 戸役にアリ						
元禄11	12/18 54 歌㉝ 鳴物停止、 堺町も本日 より赦免								
元禄12	5/3 55 歌㉞・操 4月25日に 法度、歌舞 伎上演を操 りに変更	5/10 56 操 準備(見物 仰付け、膳 立場所、先 約客欠席通 知)	5/11 57 操 江戸半大夫 基盤人形 (六郎右衛門 次郎左衛門 ) ◆報酬 基盤人形遣	5/21 58 歌㉟ 友番(独狂 言) 堀屋銀之介 (衛) ◇報酬 役者9人(小 納戸)	10/1 59 歌㊱ 準備(見物 中の菓子、 役者の食事 を台所頭へ)	10/2 60 歌㊲ 狹野沢之丞 (藤田所三郎 藤田長左衛 門ら) ◇報酬 役者			
元禄13	1/23 61 歌㊳ 予約(琴屋 政右衛門へ、 2月2日の 上演) 琴屋、年頭 祝儀を奉る	1/30 62 歌㊴ 準備(山中 六左衛門へ 見物仰付け)	2/1 63 歌㊵ 準備(見物 仰付け)	2/2 64 歌㊶ 政右衛門 ◇報酬 [政右衛門 方]	3/11 65 歌㊷ 鶴岡九右衛 門 (藤本門之丞 他) ◇報酬 鶴岡九右衛 門ら				
元禄14	12/21 66 歌㊸ 政右衛門 九右衛門 ※委細別帳								
元禄15	3/6 67 歌㊹ 「借太小太郎」「今様名こや」他 ※準備(大夫見分アリ) 3月5日朝より舞台設置開始すべく、 3月4日晚に申付けるべし ◇報酬不載(別帳アリ、それに載るカ)								

## あ

挨拶：歌④：09-02：〔当主〕

※表で「御挨拶」、吉村宗利・〔奥医〕中村道救がまかり出る。

【挨拶人】久世大和守・出雲守の供への挨拶人：操⑥：10-76：岩田又五郎

【挨拶人】不時の客への挨拶人：操⑥：10-26（オ）：小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

【挨拶人】不時の客への挨拶人：歌⑥：13-24（オ）：小川定右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

【挨拶人】不時の客への挨拶人：歌⑥：17-22（オ）：小川定右衛門

【跡乗】中屋敷奥様（御新造様）の跡乗：歌⑤：28-01：〔若殿御守り〕唐牛長右衛門・「中屋敷奥様付き」保科惣左衛門

※歌⑤：28-18に、この二人の、広敷で料理を賜う記事。

※歌⑤：28-20に、保科の、初めてのお供につき祝儀の時服を賜う記事。

※保科の役職の「中屋敷奥様付き」は、歌43：01-01では「奥様付き」だが、この「奥様」は、「〔中屋敷〕奥様」である。

【跡乗】中屋敷奥様（御新造様）の跡乗：歌⑦：30-19：〔若殿御守り〕河合作右衛門・「中屋敷奥様付き」保科惣左衛門

※保科の役職については、上記の歌⑤を参照。

【跡乗】中屋敷奥様（御新造様）の跡乗：歌28：47-08：〔諸手足軽頭〕樋口衛門

【跡乗】中屋敷奥様（奥様）の跡乗：歌34：53-29：兼松大右衛門

※兼松は、歌⑤：28-01で箆脇、歌⑦：30-19では供だが、後者は〔箆脇〕としての供。

【跡乗】長寿院の津軽家よりの跡乗：歌34：53-30：山田八兵衛

操り諸事見積り、役者方楽屋共に：操⑥：44-03〔1〕：〔目付〕大久保五郎兵衛

操舞台の図・座敷図を持つ：操⑥：46-02：〔表右筆〕生田源之丞

操りに上演を変更、操りの〔予約〕を申付け：操⑨：55-07：目付 大久保五郎兵衛に

※見物事・狂言師の儀の法度（歌36：55-07）が出たため。

荒木武兵衛の座敷の見分を伝達：歌⑨：32-08：近習医者（〔奥医〕）上原春良

## い

【板】舞台、昼揚げ、板敷き、紙にて張る：歌30：49-51：役人名ナシ

【板縁】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋にかこい、板縁に薄縁しき、役者下々、道具を置く〔作業の〕奉行

：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人

一円（万能丸）の帷子御礼を伝達 【伝達】ヲ見ヨ

一番手の者〔火消役人〕：歌46：67-18（オ）：役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

【一番手之役】・【一番手役】 「広間〔火消役人〕」ヲ見ヨ

【居間寝間】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻まで七）

：操⑥：10-22（ア）：小倉主税・〔用人〕木村壺之助

【居間寝間】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻までに）

：歌⑥：13-20（ア）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

【居間寝間】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻までに）

：歌⑥：17-16（ア）：一町田半六・樋口右衛門

【居間寝間】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻まで）見積り

：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

【居間寝間】御錠口～居間寝間、同庭廻りの掃除奉行：歌⑦：14-11（エ）：鳴海安大夫・奈良岡長次郎

入用の銀子の払い方 「【払い方】入用の銀子の払い方」ヲ見ヨ

【囲炉裏】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る：歌21：34-02：役人名ナシ

【囲炉裏之間】長囲炉裏之間を半分仕切って、楽屋とする申付け：操21：57-28：当主より（申し付けられた役人名ナシ）

## う

【馬屋】久世大和守の屋敷内張番のうち、馬屋の後：操⑥：10-55：足輕【1人】

【馬屋】久世大和守の屋敷内張番のうち、馬屋後の口：操⑥：10-60：〔用人〕木村壺之助

裏玄関【番人】：歌30：49-17（シ）：徒2人

裏玄関【番人】：歌32：51-32（ケ）：徒2人

【裏門】久世大和守の屋敷内張番のうち、裏門東の方：操⑥：10-53：足輕2人

## え

江戸半大夫への時服の披露 【披露】ヲ見ヨ

【緑】【照明用の】八十め懸けのろうそくを、舞台左右の柱に二所、舞台先の下に五所、

【見物】座敷緑の柱に1間ずつ間をおいて、柱ごとに掛ける：操⑤：08-16：役人名ナシ

【緑】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋にかこい、板縁に蒔緑しき、役者下々、道具を置く【作業の】奉行

：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人

【緑】料理之間南縁の左右に結める：歌⑥：13-30（3）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛

※両人は、舞台の見積り役人（歌⑥：13-30（3））で、料理之間二之間は舞台。

【縁通り】書院杉戸外、広間縁通り、南の隅【番人】：歌⑥：17-24（キ）：木村伊右衛門・渡辺加兵衛・今介右衛門

【縁通り】御座之間縁通り前の杉戸の番人：歌46：67-15（エ）：小姓組

## お

お梅の男の供（侍分3人・中間と六尺16人）の馳走役人：操⑤：08-11：夏秀安左衛門

岡山の男の供（侍分2人・六尺と中間15人）の馳走役人：操⑤：08-11：夏秀安左衛門

お梅の田安御門通過の手形に判形する：操⑤：08-35：〔家老〕〔渡辺〕次大夫

大奥様付き：操21：57-01：〔手廻組外〕坂庭孫介（※見物のみ）

奥様付き 「中屋敷奥様付き」ヲ見ヨ

小山常有へ、オットセイの下賜の【使者】：操⑤：40-11：〔用人〕松野茂右衛門

※松野は、小山の報酬の払い方役人（操④：39-10）。

荻野沢之丞への褒美と披露：歌39：60-23：〔用人〕山川角右衛門

※山川は、歌39：60-05で「藤團い、井座敷方、役者方」である。

※報酬の払いは、大久保五郎兵衛（歌39：60-28）で、同人は目付。

※【役者方】・「【払い方】褒美【の払い方】」、参照

【大納戸】のれん（1間半のさらさ木綿、二所に掛ける）2つを、大納戸に預けておく：歌21：34-02：役人名ナシ

※【申付け】参照。

表座歌の事（〔見物所などに関する諸事〕）：操⑥：10-05：役人名ナシ

奥への口番人：操⑥：10-32（サ）：手廻り2人

御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻までに）：操⑥：10-22（ア）：小倉主税・〔用人〕木村奎之助

御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻までに）：歌⑥：13-20（ア）：〔用人〕木村奎之助・一町田半六

御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻まで）見積り：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村奎之助・一町田半六

御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻まで）：歌⑥：17-16（ア）：一町田半六・樋口右衛門

御錠口～居間寝間、同庭廻りの掃除奉行：歌⑦：14-11（エ）：鳴海安大夫・奈良岡長次郎

【御次】〔御用所〕御次で家臣 山中六左衛門へ見物仰付けを伝達：歌40：62-02：「用人」山川角右衛門・「用人」須藤五郎大夫  
※山中は、若殿年頭名代の使者（歌43：64-29）。

【御次】〔奥〕御次〔料理〕見積り：歌32：51-22（ウ）：「間役」長尾小治郎・「間役」勝本藤左衛門  
※「〔見積り〕（奥御次料理）」ヲ参照。

【御次】御座之間御次、楽屋になる（する）：操⑥：10-19：役人名ナシ

【お迎え】若殿お迎え：歌37：58-01：〔家老〕津軽頼負・諸手物頭 溝口兵左衛門・諸手物頭 唐牛十郎右衛門・  
目付（〔手廻一番組〕）秋元三右衛門

※唐牛は分限帳で、〔若殿付き〕七郎右衛門と〔徒五番組〕十右衛門、が記載されている。

表内外掃除：操②：05-12（キ）：〔諸手足軽頭〕田山藤左衛門

表門東の方の脇にいる取次：歌26：42-13：役人名ナシ

※不時の客・使者のうち、断れないものを広間使者之間へ通るようにと言う。

※ただし、ここでは、翌日の仕事の申渡しとして記載されている。

表門脇東の方にいる広間取次：歌30：49-14（ケ）：役人名ナシ

※門犬伏に出て、不時の客・使者へ挨拶。その内、断れないものを、取次詰所へ通るようにと言う。

表門脇東の方にいる広間取次：歌32：51-29（カ）：役人名ナシ

※門犬伏に出て、不時の客・使者へ挨拶。その内、断れないものを、取次詰所へ通るようにと言う。

表門脇東の方にいる広間取次：操21：57-18（ケ）：役人名ナシ

※門犬伏に出て、不時の客・使者へ挨拶。その内、断れないものを、玄関へ先導。

表門脇東の番所にいる広間取次：歌39：60-21（サ）：役人名ナシ

※門犬伏に出て、不時の客・使者へ挨拶。その内、断れないものを、玄関へ行き、使者之間へ先導。

表門脇東の番所にいる広間取次：歌43：64-20（シ）：役人名ナシ

※門犬伏に出て、不時の客・使者へ挨拶。その内、断れないものを、玄関へ行き、使者之間へ先導。

表門脇東の番所にいる広間取次：歌44：65-02（コ）：役人名ナシ

※門犬伏に出て、不時の客・使者へ挨拶。その内、断れないものを、玄関へ行き、使者之間へ先導。

【表門脇東の番所にいる取次】 下記「表門内外取次：歌46：67-09（ア）」ヲ、見ヨ

表門内外取次：歌46：67-09（ア）：役人名ナシ（諸事の儀、先格のとおり）

【表門脇の番所】広間取次詰番、表門脇の番所に半数、広間に半数、両所に結める：歌43：64-21（ス）：役人名ナシ

【表門脇の番所】広間取次詰番、表門脇の番所に半数、広間に半数、両所に結める：歌44：65-03（サ）：役人名ナシ

奥方料理詰色〔見積り〕：操⑥：10-23（イ）：〔家老〕田村藤大夫

奥方料理詰色〔見積り〕：歌⑥：13-21（イ）：〔家老〕田村藤大夫

奥料理方詰色〔見積り〕：歌⑦：14-20（ケ）：間宮勘右衛門

奥方料理方諸色見積り：歌㊦：17-19（イ）：〔用人〕堀伝左衛門  
奥料理見積り：操㊦：06-03（ア）：〈家老〉〔杉山〕八兵衛・〈家老〉〔渡辺〕次大夫  
奥様料理見積り：歌27：43-15（イ）：〔用人〕堀伝左衛門  
奥にて料理見積り：歌30：49-06（オ）：用人 松野茂右衛門・近習（〔大目付〕）佐々木刑部左衛門  
奥様にて料理見積り：歌32：51-21（イ）：「用人」山川角右衛門・滝川藤九郎

※歌32の両人は「料理并菓子見積り」も勤める（歌32：51-20）。

大奥様にての料理見積り、菓子三度：操21：57-11（カ）：用人 須藤五郎大夫  
大奥様料理方〔見積り〕：歌39：60-07（イ）：「用人」松野茂右衛門  
大奥様料理方〔見積り〕：歌43：64-05（イ）：「用人」松野茂右衛門  
大奥様料理見積り：歌44：65-01-03（イ）：「用人」山川角右衛門

〔奥〕御次〔料理〕見積り：歌32：51-22（ウ）：「間役」長尾小治郎・「間役」勝本藤左衛門  
※「〔見積り〕（奥御次料理）」ヲ参照。

表料理方諸色〔見積り〕：歌㊦：14-17（カ）：〔家老〕田村藤大夫  
表方料理諸色見積り：歌㊦：17-20（ウ）：間宮勘右衛門・〔用人〕木村壺之助  
表料理見積り：操㊦：06-04（イ）：〔家老〕田村藤大夫  
表方料理見積り：歌39：60-06（ア）：「用人」須藤五郎大夫  
表料理見積り：歌43：64-04（ア）：「用人」須藤五郎大夫  
表料理見積り：歌44：65-01-02（ア）：「用人」松野茂右衛門

表料理、座敷の分〔見積り〕：操㊦：10-24（ウ）：間宮勘右衛門  
表料理、座敷の分〔見積り〕：歌㊦：13-22（ウ）：間宮勘右衛門

〔表料理〕給仕見積り：歌㊦：14-18（キ）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

〔表料理〕給仕：歌㊦：14-19（ク）：小姓  
〔表料理〕給仕：歌㊦：17-21（エ）：小姓組

表料理、座敷の分、給仕：操㊦：10-25（エ）：小姓  
表料理、座敷の分、給仕：歌㊦：13-23（エ）：小姓

## か

〔懸足〕御座之間南の方へ懸足（9尺に2間）をつける申付け：歌21：34-02：〔当主〕（申付けられた役人名ナシ）

書き付けて見物御礼を伝達 「〔文書で伝達〕（書き付ける）」ヲ見ヨ

楽屋方諸色〔見積り〕：操㊦：10-33（2）：小川定右衛門  
楽屋方諸色〔見積り〕：歌㊦：13-29（2）：小川定右衛門  
楽屋諸色〔見積り〕：歌㊦：14-25（5）：小川定右衛門  
楽屋方諸色見積り：歌㊦：17-26（3）：〔用人〕戸沢弥五兵衛

〔楽屋〕操り諸事見積り、役者方楽屋共に：操㊦：44-03〔1〕：「目付」大久保五郎兵衛  
※「〔見積り〕（楽屋）」ヲ参照。

〔楽屋〕舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまでの見積り：操㊦：10-21（1）：北村藤九郎・間宮勘右衛門  
〔楽屋〕舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまでの見積り：歌㊦：13-19（1）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

〔楽屋〕役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋にかこい、板縁に薄縁しき、役者下々、道具を置く〔作業の〕奉行  
：歌㊦：09-03：中小姓2人・徒目付2人

〔楽屋〕御座之間御次、楽屋になる（する）：操㊦：10-19：役人名ナシ

〔楽屋〕長囲炉裏之間を半分に仕切って楽屋とする申付け：操21：57-28：〔当主〕（申し付けられた役人名ナシ）

【楽屋】役者（狂言大夫）見分の際には舞台楽屋まで見せ、無滞にとの申付け

：歌46：67-11：申し付けられた者・申し付けられた役人名、ともにナシ  
※諸事役付、別帳アリ。

楽屋番：操⑩：10-37（6）：徒2人

楽屋番：歌⑥：13-35（7）：徒・〔中小姓二番組〕福士小左衛門・〔徒目付〕笹森林右衛門

楽屋番：歌⑦：14-31（8）：〔中小姓二番組〕福士小左衛門・〔中小姓二番組〕桜庭五大夫

※分限帳の中小姓二番組の桜庭は「五郎大夫」ゆえ、日記記載「五大夫」とは異人の可能性もアリ。

楽屋番：歌⑩：17-28（5）：成見次左衛門・木村三右衛門

楽屋下の口、その外番人：歌46：67-16（2）：如例（役人名ナシ）

※諸事役付、別帳アリ（歌46：67-22）。

※楽屋の内には、必要のある役人、定めの外は、一切入らない事（歌46：67-17）。

【囲い】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋に囲い、板縁に薄縁しき、役者下々、道具を置く〔作業の〕奉行

：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人

※役者の作業は、当日行われる。

【囲い】書院上之座敷一間、簾かかり囲いの事（〔奥の客の見物座敷〕）：操⑤：08-04：役人名ナシ

【囲い】書院上之間の敷居より1間半障いて、屏風簾囲い（見物座敷）：操⑩：10-05：役人名ナシ

【囲い】料理之間上之間、簾囲い（〔見物所〕）：歌⑥：13-03：役人名ナシ

【囲い】御座之間簾囲い：歌⑩：17-17（1）：樋口右衛門

【囲い】簾囲い：歌⑩：17-18（2）：小田桐猪兵衛

【囲い】簾囲い：歌44：65-01-05（2）：「中小姓頭」富永十蔵

【囲い】簾囲い役人：歌39：60-10（2）：「小姓組頭」岩田半次郎・「中小姓頭」富永十蔵

【囲い】簾囲い役人：歌43：64-08（2）：「小姓組頭」岩田半次郎・「中小姓頭」富永十蔵

※富永は、【番人】モ見ヨ。

【囲い】座敷囲い：歌21：34-02：役人名ナシ

※この座敷囲いは、当主からの仰せ。

【囲い】座敷囲い、役者方御用：歌30：49-09（1）：用人 山川角右衛門

【囲い】簾囲い井座敷囲い、役者方共に：歌32：51-19（1）：「用人」松野茂右衛門

【囲い】簾囲い井座敷囲い、役者方共：操21：57-10（1）：用人 山川角右衛門

【囲い】簾囲い井座敷方、役者方共：歌39：60-05（1）：「用人」山川角右衛門

【囲い】簾囲い座敷方并役者方共に：歌43：64-03（1）：「用人」山川角右衛門

【囲い】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

【囲い】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等までの掃除奉行

：歌⑦：14-15（4）：〔手廻三番組〕齊藤彦右衛門・清野与左衛門

【囲い】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで〔見積り〕：歌⑦：14-12（1）：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小合作左衛門

※料理之間上之間は見物所（歌⑦：14-03）。

【電腦】中屋敷奥棟（御新造棟）の電腦：歌⑤：28-01：〔寄合〕杉山武介・「目付」飯田半兵衛・〔小姓組頭〕田村弥左衛門・

兼松大右衛門・山田八兵衛・〔小小姓頭〕小鹿三左衛門・

〔近習小姓〕唐牛頼母・〔近習小姓〕久保田源介・一町田左大夫・

「近習小姓」野上又三郎

【電腦】中屋敷奥棟（御新造棟）の供（〔電腦〕）：歌⑦：30-19：〔寄合〕杉山武介・「目付」飯田半兵衛・

〔小姓組頭〕田村弥左衛門・兼松大右衛門・一町田左大夫・

「近習小姓」野上又三郎

※上記、歌⑤・歌⑦の兼松は、歌34：53-29で「跡乗」。

菓子（三度、見物中）の申付け：歌38：59-04：「台所頭」木村久兵衛に

※申付けは上演前日。

菓子（夕食前二度、夕食後三度）の申付け：歌39：60-03：膳方がこの委細を記す

※膳方が記したのは上演前日の申付け（歌38）カ。

※歌39と同年の操②：56-09の「膳番」は、佐々木四郎兵衛。【申付け】参照。

菓子（四度）の申付け：歌43：64-26：膳方がこの委細を記す

※【申付け】参照。

【菓子三度、夜食】惣見積り：操21：57-14（キ）：目付【飯田・大久保・佐藤・稲葉・竹内・山内】

※目付の名前は、操21：57-01より。

【菓子】桂林院への菓子の使者と【口上】：操②：05-05：北村藤九郎

【菓子】桂林院より菓子の使者：操②：05-04：久保田一郎左衛門

【菓子】桂林院よりの菓子の口上：操②：05-04：庭作り【山本】道勺

※「庭作り」は「人物一寛」より。

【菓子】料理并菓子見積り：歌32：51-20（ア）：「用人」山川角右衛門・滝川藤九郎

【菓子】御膳所に、料理菓子共に【見積り】：操21：57-09（オ）：用人 大湯五左衛門

【菓子】大奥様にての料理見積り、菓子三度：操21：57-11（カ）：用人 須藤五郎大夫

柏谷庄兵衛、同庄蔵に見物仰付けを伝達：操⑦：45-24：「用人」堀伝左衛門・「用人」山川角右衛門

※手紙で。

※【伝達】参照。

家臣（見物）に料理を与える：歌37：58-07：用人【山川】角右衛門・用人【須藤】五郎大夫

【刀番】勝手御用所の刀番：歌30：49-19（セ）：中小姓2人

刀のより札に名前を書き、下緒に結び付ける：操⑤：08-39：役人名ナシ

【徒】中屋敷奥様（御新造様）の徒：歌⑤：28-01：9人（家臣名ナシ）

【徒】中屋敷奥様（御新造様）の徒：歌⑦：30-19：6人（家臣名ナシ）

【勝手向き見積り】役者方その外勝手向き【見積り】：歌27：43-16（1）：「用人」山川角右衛門

勝手への料理【見積り】：操②：05-06（ア）：高部半左衛門

勝手向料理【見積り】：操⑥：10-27（カ）：野上彦右衛門

勝手向料理見積り：歌④：13-26（キ）：小田桐伊兵衛

勝手料理見積り：歌⑦：14-21（コ）：〔用人〕戸沢弥五兵衛

勝手料理見積り：歌30：49-07（カ）：聞役

※この「聞役」は、操21：57-01では長尾小次郎・勝本藤左衛門で、歌32：51-22（ウ）ではいずれも、【奥】御次【料理】見積り役人。

【勝手料理】給仕見積り：歌⑦：14-22（サ）：〔中小姓頭〕高屋権兵衛

勝手給仕：操②：05-15（コ）：中小姓

勝手向料理、給仕：操⑥：10-28（キ）：徒・坊主

勝手向料理給仕：歌④：13-27（ク）：中小姓

【勝手料理】給仕：歌⑦：14-23（シ）：中小姓

勝手料理給仕：歌30：49-08（キ）：中小姓

勝手御用所刀番：歌30：49-19（セ）：中小姓2人

【紙】舞台、畳揚げ、板敷き、紙にて張る：歌30：49-51：役人名ナシ

【上之座敷】書院上之座敷一間、簾かかり囲いの事（【奥の客の見物座敷】）：操⑤：08-04：役人名ナシ

【上之間】書院上之間の敷居より1間半置き、屏風簾囲い（見物座敷）：操⑤：10-05：役人名ナシ

【上之間】料理之間上之間、簾囲い（【見物所】）：歌⑥：13-03：役人名ナシ

【上之間】御座之間上之間杉戸際に【番人】：歌43：64-14（キ）：小姓組2人

【上之間】御座之間上之間杉戸際【番人】：歌44：65-01-10（オ）：小姓組2人

【上之間】中敷居之間～料理之間上之間への廊下【番人】：操②：05-10（オ）：徒2人（ただし1人づつ）

【上之間】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで見送り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

【上之間】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等、掃除奉行

：歌⑦：14-15（4）：〔手廻三番組〕齊藤彦右衛門・清野与左衛門

## き

客付帳：操⑩：46-02：〔表右筆〕生田源之丞が持つ

※生田については【図】参照。

客（泉光院・お梅・岡山）の男の供の馳走役人：操⑤：08-11：夏秀安左衛門

※泉光院：侍分10人・六尺6人・かっぱ持ち5人

※お梅：侍分3人・中間と六尺16人

※岡山：侍分2人・六尺と中間15人

客（泉光院・お梅）の田安御門通過の手形の判形：操⑤：08-35：〈家老〉【渡辺】次大夫

客（粕谷庄兵衛と同庄蔵・森平七郎と同甚五郎）に見物仰付けを伝達

：操⑩：45-24：〔用人〕堀伝左衛門・「用人」山川角右衛門より

※手紙です。【伝達】参照。

客之間と使者之間とのあいだ、杉戸の外【番人】：歌⑥：13-28（ケ）：木村伊右衛門・〔手廻り四番組〕成田左助

客の料理膳立ての申付け：操⑩：56-09：膳番 佐々木四郎兵衛に

※食事所は書院ゆえ、膳立ては【書院】中之座敷ですること。

※【申付け】参照。

給仕方【見送り】：歌30：49-04：近習 山鹿八郎左衛門

※この給仕方【見送り】は、座敷（歌30：49-02）と膳所（歌30：49-03）の分力。

給仕方見送り：操21：57-07（ウ）：小姓組頭 藤岡三左衛門

給仕方【見送り】：歌39：60-09（エ）：「小姓組頭」藤岡三左衛門

給仕方【見送り】：歌43：64-07（エ）：「小姓組頭」藤岡三左衛門

給仕方【見送り】：歌44：65-01-04（ウ）「小姓組頭」岩田半次郎

【給仕】〔表料理〕給仕：歌⑦：14-19（ク）：小姓

【給仕】〔表料理〕給仕：歌⑥：17-21（エ）：小姓組

【給仕】表料理、座敷の分給仕：操⑥：10-25（エ）：小姓

【給仕】表料理、座敷の分給仕：歌⑥：13-23（エ）：小姓

【給仕】給仕：歌30：49-05（エ）：小姓組

※この給仕は座敷（歌30：49-02）と膳所（歌30：49-03）の分力。

【給仕】勝手給仕：操②：05-15（コ）：中小姓

【給仕】勝手向給仕：操⑥：10-28（キ）：徒・坊主

【給仕】勝手向料理給仕：歌⑥：13-27（ク）：中小姓

【給仕】〔勝手料理〕給仕：歌⑦：14-23（シ）：中小姓

【給仕】勝手料理給仕：歌30：49-08（キ）：中小姓

【給仕】【休息之間料理】給仕：操21：57-05（ア）：近習小姓

【給仕】御用所給仕：操㊦：46-16（イ）：中小姓

【給仕】御用所後の座給仕：操㊦：46-16（ウ）：表坊主

【給仕】【見物座敷給仕】：操㊥：08-08・操㊥：08-32：小姓組

【給仕】書院給仕：操㊦：46-17（オ）：徒

【給仕】書院三之間給仕：操㊦：46-17（カ）：表坊主

【給仕】書院給仕：歌32：51-04：中小姓5人・御用所坊主

※歌32、祈祷後、主僧らと衆徒は食事を隔り、衆徒は書院で食事を。この給仕は、書院での食事の給仕だけなのか、当主・主僧らの食事の給仕も含むのか、両方の可能性アリ。

【給仕】角長屋給仕：操㊦：46-18（ク）：徒

【給仕】広間後の廊下給仕：操㊦：46-19（コ）：徒

【給仕】津軽左京の家来【鳴海・長沢・北角】の給仕：操㊦：10-30（ケ）：中小姓・松田清左衛門・八木橋弥市右衛門・〔留守居一番組支配〕三上仁左衛門

【給仕】役者給仕：操㊥：05-16（1）：坊主・小人

【給仕】【役者給仕】：歌㊦：14-07：役者の小者・小肴屋次左衛門の召し遣れた者ども

【給仕】役者給仕：歌30：49-13（4）：足輕

【給仕】役者方給仕：歌32：51-25（4）：足輕

【給仕】役者の夜食等給仕：操㊥：08-34：小人

切紙で見物仰付けを伝達 「【文書で伝達】（切紙）」ヲ見ヨ

切紙奉書で火事消火命令を伝達 「【文書で伝達】（切紙奉書）」ヲ見ヨ

<

九間之廊下に【見張り】：操21：57-08（エ）：小姓組頭 石田丈右衛門

九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】

：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組3人

九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】

：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】

：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

※以上の、歌39・歌43・歌44の富永については、【囲い】ヲ参照。

久世出雲守出迎え（広間に）：操㊥：05-01：殿様

※平蔵（若殿）は出るべきところだが、未対面ゆえ、出ない。

久世出雲守見送り（玄関に）：操㊥：05-04：殿様・平蔵（若殿）

【久世出雲守の供の挨拶人】久世大和守・同出雲守の供の挨拶人：操㊦：10-76：岩田又五郎

久世出雲守奥様見送り：操㊦：10-11：岩崎藤右衛門

久世出雲守奥様見送り：歌㊦：13-12：〔用人〕堀伝左衛門

久世大和守の下城より上屋敷までの道筋見張り：操㊦：10-46~50：徒、各1人

※〔江戸城〕西下馬／神田橋／松平加賀守邸裏門／上野黒門／北条安房守邸前、に置く。

※「北条安房守邸前」は「須田町くずれ橋」の見張りのため。

久世大和守出迎え：操⑥：10-52：〈家老〉渡辺次大夫・北村藤九郎・〔馬廻頭〕添田儀左衛門・〔家老〕田村藤大夫・  
間宮勘右衛門・小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛・小倉主税・〔用人〕木村奎之助  
※以上の者たちは、下記「久世大和守の屋敷内張番」として仕事がある。  
※ただし、小倉主税は、仕事の記載ナシ。

〔久世大和守出迎え〕：操⑥：10-62：殿様

久世大和守出迎えの殿様の供：操⑥：10-62：役人名ナシ

※〔間宮〕勘右衛門・〔用人〕〔木村〕奎之助・小倉主税のいる所の後に、間を隔てて控  
え、指図を待つ。

久世大和守出迎え当用の使者：操⑥：10-63：徒

※上記、操⑥：10-52の者たちの使者を勤める。

久世大和守の屋敷内張番（裏門東の方）：操⑥：10-53：足軽2人

久世大和守の屋敷内張番（馬場の入口）：操⑥：10-54：足軽〔1人〕

久世大和守の屋敷内張番（御隠居様屋形への横道）：操⑥：10-54：足軽〔1人〕

久世大和守の屋敷内張番（馬屋の後）：操⑥：10-55：足軽〔1人〕

久世大和守の屋敷内張番（御隠居様〔屋形〕玄関西の方）：操⑥：10-55：足軽〔1人〕

久世大和守の屋敷内張番（坂の脇の南の入）：操⑥：10-56：足軽2人

久世大和守の屋敷内張番（門外で出迎えて案内の〔口上〕）：操⑥：10-57：〔家老〕田村藤大夫

久世大和守の屋敷内張番（大和守邸へ使者）：操⑥：10-58：小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

久世大和守の屋敷内張番（門外に出迎え）：操⑥：10-58：〈家老〉〔渡辺〕次大夫

久世大和守の屋敷内張番（門の内、東の長屋前）：操⑥：10-58：〔北村〕藤九郎

久世大和守の屋敷内張番（應召弥次右衛門長屋前）：操⑥：10-59：間宮勘右衛門

久世大和守の屋敷内張番（馬屋後の口）：操⑥：10-60：〔用人〕木村奎之助

久世大和守の屋敷内張番（南の惣長屋前の松沢次左衛門〔長屋〕前）：操⑥：10-61：〔馬廻頭〕添田儀左衛門

久世大和守・同出雲守の供の挨拶人：操⑥：10-76：岩田又五郎

久世大和守邸へ御礼に行く：操⑥：10-72：殿様

久世大和守へ御隠居様からの御礼の使者：操⑥：10-73：〈家老〉渡部次大夫

## け

桂林院への菓子の使者と〔口上〕：操②：05-05：北村藤九郎

桂林院より菓子の使者：操②：05-04：久保田一郎左衛門

桂林院よりの菓子の口上：操②：05-04：庭作り〔山本〕道勺

※「庭作り」は「人物一覽」より。

〔警固〕払い方の警護：操⑩：25-03：江戸足軽

〔下馬疊〕土井能登守を下馬疊に出迎え：操②：05-01：〔手廻組頭〕〔津軽〕外記・〈家老〉〔杉山〕八兵衛・  
〈家老〉〔渡辺〕次大夫・内記・〔北村〕藤九郎・久保田一郎左衛門・  
岡田里右衛門・黒土形部左衛門・小川定右衛門・  
〔近習小姓・小姓組〕唐牛八郎左衛門・〔城付足軽頭〕井尻吉大夫

〔下馬疊〕土井能登守を下馬疊に見送り：操②：05-04：上記、操②：05-01と同じメンバー

〔玄関〕土井能登守を玄関に出迎え：操②：05-01：殿様

〔玄関〕土井能登守を玄関に見送り：操②：05-04：殿様・平蔵（若殿）

〔玄関〕久世出雲守を玄関に見送り：操②：05-04：殿様・平蔵（若殿）

〔玄関〕久世大和守屋敷内張番のうち、御隠居様〔屋形〕玄関西の方：操⑥：10-55：足軽〔1人〕

〔玄関〕取次、不時の客・使者のうち、断れないものを玄関まで連れて行く：操21：57-18（ケ）：役人名ナシ

【玄関】取次、不時の客・使者のうち、断れないものを玄関より使者之間へ：歌39：60-21（サ）：役人名ナシ

【玄関】取次、不時の客・使者のうち、断れないものを玄関より使者之間へ：歌43：64-20（シ）：役人名ナシ

【玄関】取次、不時の客・使者のうち、断れないものを玄関より使者之間へ：歌44：65-02（コ）：役人名ナシ

【玄関】広間玄関上のまいら戸を二枚はずす：操⑥：10-82：役人名ナシ

【見物座敷・見物所】【奥の客の見物座敷の】書院上之座敷一間、簾かかり囲いの事：操⑤：08-04：役人名ナシ

【見物座敷・見物所】【表の客の見物所の】【書院】二之間よりたまりの間まで一遍に取り払う：操⑥：08-04：役人名ナシ

【見物座敷・見物所】（見物座敷の）書院上之間の敷居より1間半置き、屏風簾囲い：操⑥：10-05：役人名ナシ

【見物座敷・見物所】【見物所の】料理之間上之間、簾囲い：歌⑩：13-03：役人名ナシ

【見物所の図】座敷囲い并見物所之図：歌30：49-52：役人名ナシ（別紙にアリ）

※【図】ヲ参照。

見物所見積り：操②：05-06（ア）：〈家老〉杉山八兵衛

【見物所】舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまでの見積り：操⑥：10-21（1）：北村藤九郎・間宮勘右衛門

【見物所】舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまでの見積り：歌⑥：13-19（1）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

見物仰付けを伝達する 【伝達】ヲ見ヨ（※ただし、伝達者の記載のない見物仰付けは、原則として取らない）

見物の御礼を伝達する 【伝達】ヲ見ヨ（※ただし、伝達者の記載のない見物御礼は、原則として取らない）

見物欠席を伝達する 【伝達】ヲ見ヨ

見物の先約を伝達する 【伝達】ヲ見ヨ

見物仰付けを、藤田勘之丞に申し渡す：歌34：53-10：藤田に申し渡した家臣名ナシ

※藤田は、見物仰付けは無かったが、前々より御屋形へも出ていたので、見物を申し渡された。

見物の家臣に料理を与える：歌37：58-07：「用人」〔山川〕角右衛門・「用人」〔須藤〕五郎大夫

【見分】座敷の見分を伝達：歌⑩：32-08：荒木武兵衛より「近習医者」（〔奥医〕）上原春良へ

【見分】荒木武兵衛の見分は、勝手次第に見せよとの当主の仰せを伝達

：歌⑩：32-08：〔用人もしくは小姓組頭〕より「近習医者」（〔奥医〕）上原春良へ

【見分】役者（狂言大夫）見分の際には舞台楽屋まで見せ、無滞にとの申付け

：歌46：67-11：申し付けた役人、申し付けられた役人名、ともにナシ

※申付け自体は当主からカ。上記、歌⑩参照。

※諸事役付、別帳アリ。

こ

琴屋政右衛門の番付献上を取継ぎ：歌25：41-03：「目付」大久保五郎兵衛

※大久保は、歌⑩：31-05で、政右衛門らの報酬の払い方役人。

※同じく、上演当日、役者方（歌27：43-17）。

※献上は11日（上演は21日）。

琴屋政右衛門への【予約】の仰せを取継ぎ：歌40：61-04：「小姓組頭」大石郷右衛門より「目付」大久保五郎兵衛へ

※大久保は、上演当日、役者方（歌43：64-10）。

※予約の意は1月23日（上演は2月2日）

※以上の「……取継ぎ」については【伝達】参照。

御隠居様【屋形】玄関西の方にいる久世大和守屋敷内張番：操⑥：10-55：足軽〔1人〕

御隠居様屋形への横道にいる久世大和守の屋敷内張番：操⑥：10-54：足軽〔1人〕

御隠居様より久世大和守へ御礼の使者：操⑥：10-73：〈家老〉波部次大夫

【口上】火事消火命令承りの使者と口上：〈火事〉：16-01：〔用人〕戸沢弥五兵衛

【口上】桂林院への菓子の使者と【口上】：操②：05-05：北村藤九郎

【口上】桂林院よりの菓子の口上：操②：05-04：〔山本〕道勺

※「庭作り」は「人物一覽」より。

【口上】久世大和守の屋敷内張番のうち門外で出迎えて案内の【口上】：操③：10-57：〔家老〕田村藤大夫

御座之間見積り：操②：05-06（ア）：〔手廻組頭〕〔津軽〕外記

御座之間簾囲い：歌⑨：17-17（1）：樋口右衛門

御座之間南の方へ懸足（9尺に2間）をつける申付け：歌21：34-02：〔当主〕（申付けられた役人名ナシ）

【御座之間】御座之間御次、楽屋になる（する）：操③：10-19：役人名ナシ

御座之間上之間杉戸際に〔番人〕：歌43：64-14（キ）：小姓組2人

御座之間上之間杉戸際〔番人〕：歌44：65-01-10（オ）：小姓組2人

御座之間南の廊下、杉戸の外番人：操②：05-09（エ）：〔諸手足軽頭〕旦那序右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

御座之間縁通り前の杉戸の番人：歌46：67-15（エ）：小姓組

御座之間への廊下番人：歌46：67-14（ウ）：如例（役人名ナシ）

※諸事役付、別帳アリ。

【御座之間】料理之間～御座之間への廊下の口、衝立のきし〔番人〕：歌④：09-03：手廻り2人

御膳所〔見積り〕：歌30：49-03（イ）：近習 佐藤源太左衛門

御膳所〔見積り〕：歌39：60-08（ウ）：「小姓組頭」岩田半次郎

御膳所見積り：歌43：64-06（ウ）：「小姓組頭」岩田半次郎

御膳所に（料理菓子共に）〔見積り〕：操21：57-09（オ）：用人 大湯五左衛門

御用所で藤田勘之丞に見物仰付けを申し渡す：歌34：53-10：申し渡した家臣名ナシ

※「見物仰付けを、藤田勘之丞に申し渡す」ヲ参照。

御用所見積り：操⑩：46-16（ア）：目付

御用所給仕：操⑩：46-16（イ）：中小姓

御用所後の座給仕：操⑩：46-16（ウ）：表坊主

【御用所刀番】勝手御用所刀番：歌30：49-19（セ）：中小姓2人

御用所三之間に〔番人〕：歌39：60-18（ケ）：中小姓3人

※勝手・座敷・〔書院〕二之間に詰める中小姓のうち、詰所が無い者がここに詰める。

御用所三之間に〔番人〕：歌43：64-17（コ）：中小姓3人

※勝手・座敷・〔書院〕二之間に詰める中小姓のうち、詰所が無い者がここに詰める。

御用所三之間に〔番人〕：歌44：65-01-13（ク）：中小姓2人

※勝手・座敷・〔書院〕二之間に詰める中小姓のうち、詰所が無い者がここに詰める。

御用所への廊下に〔番人〕：歌39：60-17（ク）：徒3人・足軽目付1人

御用所への廊下に〔番人〕：歌43：64-16（ケ）：徒3人・足軽目付1人

御用所への廊下に〔番人〕：歌44：65-01-12（キ）：徒3人・足軽目付1人

小山帯有へのオットセイの下賜の【使者】：操⑤：40-11：「用人」松野茂右衛門

※松野は、小山の報酬払い方役人（操④：39-10）。

基盤人形遣い（八郎右衛門・次郎左衛門）の申し分を伝達：操21：57-25：「用人」[山川]角右衛門・「用人」[大湯]五左衛門

## さ

酒井右京亮奥様見送り：歌⑨：17-31：〔諸手足輕頭〕笠原八郎兵衛

坂の脇の南の入（久世大和守の屋敷内張番）：操④：10-56：足輕2人

【（〇〇をする）作業の舉行】 【奉行】ヲ見ヨ

【曲尺】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る：歌21：34-02：役人名ナシ

【座敷の照明】【照明用の】八十め懸けのろうそくを、舞台左右の柱に二所、舞台先の下に五所、

【見物】座敷縁の柱に1間ずつ間をおいて、柱ごとに掛ける：操⑤：08-16：役人名ナシ

【座敷の照明】【照明用の】燭台を〔舞台と見物座敷に〕出す：操⑤：08-16：役人名ナシ

※燭台は、照明のろうそくの不足分。

座敷の見分を伝達：歌⑨：32-08：荒木武兵衛より「近習医者」（〔奥医〕）上原春良へ

【座敷に】のれんを二所、掛ける：歌21：34-02：役人名ナシ

※「のれん……」の項を参照。

【座敷】表座敷の事（〔見物所などに関する諸事〕）：操④：10-05：役人名ナシ

【座敷】【奥の客の見物座敷】書院上之座敷一間、簾かかり囲いの事：操⑤：08-04：役人名ナシ

（見物座敷）書院上之間の歌居より1間半置き、屏風簾囲い：操④：10-05：役人名ナシ

【見物座敷】料理之間上之間、簾囲い：歌⑥：13-03：役人名ナシ

※以上の【座敷】、【見物座敷・見物所】モ見ヨ

【座敷】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る

：歌21：34-02：役人名ナシ

※この座敷にのれんを掛けるか。「のれんを掛ける」参照。

座敷囲いの図：歌27：43-29：〔表右筆〕生田源之丞に渡される

座敷囲い井見物所之図：歌30：49-52：役人名ナシ（別紙にアリ）

【座敷図】操舞台の図・座敷図を持つ：操④：46-02：〔表右筆〕生田源之丞

※生田は「客付帳」も持つ（操④：46-02）。

【座敷囲い】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで【見破り】：歌⑦：14-12（1）：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門

※料理之間の上之間は見物所（歌⑦：14-03）。

【座敷囲い】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等までの掃除奉行：歌⑦：14-13（2）：土門四郎左衛門・斎木市右衛門

※この兩人については「幕際の番人」モ見ヨ。

座敷囲い：歌21：34-02：役人名ナシ

※この座敷囲いは当主の仰せ。

座敷囲い、役者方御用：歌30：49-09（1）：用人 山川角右衛門

【座敷囲い】簾囲い、井座敷囲い、役者方共に：歌32：51-19（1）：「用人」松野茂右衛門

【座敷囲い】簾囲い井座敷囲い、役者方共：操21：57-10（1）：用人 山川角右衛門

【座敷方】簾囲い并座敷方、役者方共：歌39：60-05（1）：「用人」山川角右衛門

【座敷方】簾囲い座敷方并役者方共に：歌43：64-03（1）：「用人」山川角右衛門

座敷よろず見積り：歌27：43-14（ア）：〔勘定奉行〕小倉作左衛門・「近習」山鹿八郎左衛門

座敷見積り：歌30：49-02（ア）：〔用人〕木村壺之助

座敷料理〔見積り〕：操②：05-06（ア）：〔家老〕田村藤大夫

【座敷分料理見積り】表料理、座敷の分〔見積り〕：操⑥：10-24（ウ）：間宮勘右衛門

【座敷分料理見積り】表料理、座敷の分〔見積り〕：歌⑥：13-22（ウ）：間宮勘右衛門

【座敷分料理給仕】表料理、座敷の分、給仕：操⑥：10-25（エ）：小姓

【座敷分料理給仕】表料理、座敷の分、給仕：歌⑥：13-23（エ）：小姓

【座敷給仕】〔見物座敷給仕〕：操⑤：08-08・操⑤08-32：小姓組

【〔座敷での〕膳立て】客の食事所は書院ゆえ、〔座敷〕での膳立ては、〔書院〕中之座敷であることを申しつける

：操⑥：56-09：膳番 佐々木四郎兵衛に

【三之間】書院三之間給仕：操⑥：46-17（カ）：表坊主

【三之間】御用所三之間に〔番人〕：歌39：60-18（ケ）：中小姓3人

※勝手・座敷・〔書院〕二之間に結める中小姓のうち、詰所が無い者がここに結める。

【三之間】御用所三之間に〔番人〕：歌43：64-17（コ）：中小姓3人

※勝手・座敷・〔書院〕二之間に結める中小姓のうち、詰所が無い者がここに結める。

【三之間】御用所三之間に〔番人〕：歌44：65-01-13（ク）：中小姓2人

※勝手・座敷・〔書院〕二之間に結める中小姓のうち、詰所が無い者がここに結める。

沢之丞（荻野）への褒美と披露 「荻野沢之丞への褒美と披露」ヲ見ヨ

し

【使者】火事消火承りの口上の使者：〈火事〉：16-〔01〕：〔用人〕戸沢弥五兵衛

【使者】久世大和守出迎え当用の使者：操⑥：10-63：徒

※操⑥：10-52の役人たちの、当用の使者を勤める。

【使者】久世大和守屋敷内張番のうち、大和守邸への使者：操⑥：10-58：小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

【使者】桂林院への菓子 of 使者と口上：操②：05-05：北村藤九郎

【使者】桂林院より菓子 of 使者：操②：05-04：久保田一郎左衛門

【使者】御隠居様より久世大和守への御礼の使者：操⑥：10-73：〈家老〉渡部次大夫

【使者】〔当主〕より土井能登守への御礼の使者：操⑥：10-75：〔江戸足軽頭〕今井壺左衛門

【使者】〔当主〕より小山常有へのオットセイの下賜〔の使者〕：操⑥：40-11：「用人」松野茂右衛門

※松野は、小山の報酬払い方役人（操⑥：39-10）。

【使者】中屋敷奥様（御新造様）より上屋敷への土産の使者：歌⑤：28-03：「中屋敷奥様付き」中山新五左衛門

【使者】中屋敷奥様（御新造様）より上屋敷への土産の使者：歌⑦：30-04：家臣名ナシ

【使者】若殿（津軽平蔵）年頭名代の使者：歌43：64-29：〔留守居組頭〕山中六左衛門

使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等までの見積り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等までの掃除奉行

：歌⑦：14-15（4）：〔手廻三番組〕齊藤彦右衛門・清野与左衛門

【使者之間】客之間と使者之間とのあいだ、杉戸の外〔番人〕：歌⑧：13-28（ケ）：木村伊右衛門・〔手廻り四番組〕成田左助

【使者之間】取次、不時の客・使者のうち断れないものを、広間使者之間へ通るように言う：歌26：42-13：役人名ナシ

【使者之間】取次、不時の客・使者のうち断れないものを、玄関より使者之間へ先導：歌39：60-21（サ）：役人名ナシ

【使者之間】取次、不時の客・使者のうち断れないものを、玄関より使者之間へ：歌43：64-20（シ）：役人名ナシ

【使者之間】取次、不時の客・使者のうち断れないものを、玄関より使者之間へ：歌44：65-02（コ）：役人名ナシ

※【取次】・【取次（広間取次詰番）】ヲ参照セヨ

【時服の御礼を伝達する】津楽院の見物と時服の御礼を伝達する 【伝達】ヲ見ヨ

【しまり】辰の下刻までしまり（御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻までに

：歌⑩：10-22（ア）：小倉主税・〔用人〕木村壺之助

【しまり】辰の下刻までしまり（御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻までに

：歌⑩：13-20（ア）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

【しまり】辰の下刻までしまり（御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで、見積り

：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

【しまり】辰の下刻までしまり（御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで

：歌⑩：17-16（ア）：一町田半六・橋口右衛門

【しまり】舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り：操⑥：10-21（1）：北村藤九郎・間宮勘右衛門

【しまり】舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り：歌⑩：13-19（1）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【書院】書院の襖と障子を残らず取り払い、道具を置く：歌26：42-08：役人名ナシ

※作業は上演前日行われる。

書院上之座敷一間、簾かかり囲い（〔奥の客の見物座敷〕）：操⑤：08-04：役人名ナシ

書院上之間の敷居より1間半置き、屏風簾囲い（見物座敷）：操⑩：10-05：役人名ナシ

書院二之間よりたまりの間まで一遍に取り払う（〔表の客の見物所〕）：操⑤：08-04：役人名ナシ

書院、同屯之間、庭廻り、しまりしまり、掃除等まで、見積り：歌⑦：14-08（ア）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

書院、同屯之間、庭廻り、掃除奉行：歌⑦：14-09（イ）：禪島八郎兵衛・〔勘定奉行〕鎌田壺大夫

書院見積り：操②：05-06（ア）：〔家老〕波部次大夫

書院見積り：操⑩：46-17（エ）：伊藤彦右衛門・「小姓組頭」大石郷右衛門

【書院】【料理】見積り：歌32：51-04：「間役」勝本藤左衛門

※祈祷後、主僧らと衆徒は食事を賜り、衆徒は書院で食事をする。この見積りは、書院での食事の見積りだけなのか、当主・主僧らの食事分も含むのか、両方の可能性アリ。

書院【料理】見積り：操21：57-06（イ）：用人 松野茂右衛門

【書院】中之座敷で客の料理膳立てをすることを申付けられる：操⑩：56-09：膳番 佐々木四郎兵衛

※食事所は書院ゆえ、【書院】膳立ては中之座敷です。

【書院】給仕方見積り：操21：57-07（ウ）：小姓組頭 藤岡三左衛門

【書院】給仕：歌32：51-04：中小姓5人・御用所坊主

※祈祷後、主僧らと衆徒は食事を賜り、衆徒は書院で食事をする。この給仕は、書院での食事の給仕だけなのか、当主・主僧らの食事の給仕も含むのか、両方の可能性アリ。

書院給仕：操⑩：46-17（オ）：徒

書院三之間給仕：操⑩：46-17（カ）：表坊主

書院中之間番人：歌34：53-27（イ）：中小姓2人  
書院二之間番人：歌34：53-27（ア）：中小姓2人  
書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌39：60-16（キ）：中小姓2人  
書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌43：64-15（ク）：中小姓2人  
書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌44：65-01-11（カ）：中小姓2人

書院北の方、庭の口見合せ〔番人〕：歌㉞：14-26（セ）：小姓3人  
書院杉戸外、広間縁通り、南の隅〔番人〕：歌㊦：17-24（キ）：木村伊右衛門・渡辺加兵衛・今介右衛門

〔書院への口番人〕広間～書院への口番人：操㉞：05-08（ウ）：詰番のうちの手廻り1人づつ  
書院への入口番人：歌32：51-27（オ）：中小姓2人

書院脇番人：歌46：67-13（イ）：中小姓

〔書院〕書院の襖と障子を残らず取り払い、道具を置く：歌26：42-08：役人名ナシ  
※作業は上演前日行われる

〔照明〕〔照明用の〕八十め懸けのろうそくを、舞台左右の柱に二所、舞台先の下に五所、  
〔見物〕座敷縁の柱に1間ずつ間をおいて、柱ごとに掛ける：操㉞：08-16：役人名ナシ  
〔照明〕〔照明用の〕燭台を〔舞台と見物座敷に〕出す：操㉞：08-16：役人名ナシ  
※燭台は、照明のろうそくの不足分。

燭台を、照明用に〔舞台と見物座敷〕に出す 上記「〔照明〕：操㉞：08-16」ヲ見ヨ

詰事司取り 「役者方詰事司取り」ヲ見ヨ

〔白砂〕土井能登守を白砂に出迎え：操㉞：05-01：物頭  
※ただし雨天ゆえ、下馬畳へ変更。

〔白砂見積り〕広間、白砂まで、見積り：歌㉞：14-16（オ）：〔留守居組頭〕山中六左衛門

常有（小山）へのオットセイの下賜〔の使者〕：操㉞：40-11：〔用人〕松野茂右衛門  
※松野は、小山の報酬払い方役人（操㉞：39-10）。

津築院の見物と時服の御礼を伝達する：操21：57-29：〔用人〕〔山川〕角右衛門へ、〔山川〕より「小姓組頭」藤岡三左衛門へ、  
藤岡より当主へ

す

〔図〕座敷囲いの図：歌27：43-29：〔表右筆〕生田源之丞に渡される  
〔図〕操舞台の図・座敷図を持つ：操㉞：46-02：〔表右筆〕生田源之丞  
※生田は「客付帳」も持つ。  
〔図〕座敷囲い并見物所之図：歌30：49-52：役人名ナシ（別紙にアリ）

〔杉戸〕客之間と使者之間とのあいだ、杉戸の外〔番人〕：歌㉞：13-28（ケ）：木村伊右衛門・〔手廻り四番組〕成田左助  
〔杉戸〕御座之間上之間杉戸際に〔番人〕：歌43：64-14（キ）：小姓組2人  
〔杉戸〕御座之間上之間杉戸際〔番人〕：歌44：65-01-10（オ）：小姓組2人  
〔杉戸〕御座之間南の廊下、杉戸の外番人：操㉞：05-09（エ）：〔詰手足軽頭〕且野序右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛  
〔杉戸〕御座之間縁通り前の杉戸の番人：歌46：67-15（エ）：小姓組  
〔杉戸〕書院杉戸外、広間縁通り、南の隅〔番人〕：歌㊦：17-24（キ）：木村伊右衛門・渡辺加兵衛・今介右衛門

炭つき：操㉞：08-15：（表の客）野崎友伝・（表の客）野木伝庵

※この炭は、御簾前に出された二つの火鉢の炭。

※野木は、松平越後守の目医で、泉光院が召し遣れた（操⑤：08-03）。

角長屋見積り：操⑩：46-18（キ）：赤坂安右衛門

角長屋給仕：操⑩：46-18（ク）：徒

## せ

清昌院見送り：歌⑦：30-16：〔勘定奉行〕松浦次左衛門

清徳院・津軽左京奥様見送り：操⑥：10-38：〔江戸足軽頭〕今井左左衛門

※今井は【見送り】ヲ見ヨ。

※清徳院・津軽左京奥様は、姑・嫁。

泉光院の男の供（侍分10人・六尺6人・かっぱ持ち5人）の馳走役人：操⑤：08-11：夏秀安左衛門

泉光院見送り：操⑤：08-18：桜庭半兵衛

泉光院・お梅の田安御門通過の手形に判形：操⑤：08-35：〈家老〉〔渡辺〕次大夫

※泉光院は当主の姑。お梅は江戸城大奥女中。

## そ

【惣長屋前張番】久世大和守屋敷内張番のうち南の惣長屋前の松沢次左衛門〔長屋〕前：操⑥：10-61：〔馬廻頭〕添田儀左衛門

【掃除】表内外掃除：操②：05-12（キ）：〔諸手足軽頭〕田山藤左衛門

【掃除】庭廻り掃除：操②：05-14（ケ）：岩田又五郎

【掃除見積り】書院、同屯之間、庭廻り、しまりしまり、掃除等まで、見積り

：歌⑦：14-08（ア）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【掃除見積り】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、〔見積り〕

：歌⑦：14-12（1）：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門

※料理之間上之間は見物所（歌⑦：14-03）。

【掃除見積り】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

【掃除奉行】書院、同屯之間、庭廻り、掃除奉行：歌⑦：14-09（イ）：津島八郎兵衛・〔勘定奉行〕鎌田空大夫

【掃除奉行】御錠口～居間寢間、同庭廻り、掃除奉行：歌⑦：14-11（エ）：鳴海安大夫・奈良岡長次郎

【掃除奉行】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、掃除奉行：歌⑦：14-13（2）：土門四郎左衛門・斎木市右衛門

【掃除奉行】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、掃除奉行

：歌⑦：14-15（4）：〔手廻三番組〕齊藤彦右衛門・清野与左衛門

惣見積り：操21：57-14（キ）：目付〔飯田・大久保・佐藤・稲葉・竹内・山内〕

【惣見積り】〔菓子三度、夜食〕惣見積り：操21：57-14（キ）：目付〔飯田・大久保・佐藤・稲葉・竹内・山内〕

※惣見積りに上記2項を取ったのは、この惣見積りが、1項目の上演関係の全見積りの他に、2項目の「菓子三度、夜食」だけの見積りである可能性が残るため。

た

## た

台子之間番人：操③：06-14（ウ）：徒2人

台子之間【番人】：歌④：09-03：徒2人

台子之間番人：歌⑦：14-28（タ）：〔徒目付〕笹森林左衛門・〔徒小頭〕木村半左衛門

台子之間～料理之間中之間への廊下【番人】：操②：05-11（カ）：徒2人（ただし1人づつ）

【台子之間見積り】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

【台子之間掃除奉行】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、掃除奉行

：歌⑦：14-15（4）：〔手廻三番組〕齊藤彦右衛門・清野与左衛門

【畳】舞台、畳揚げ、板敷き、紙にて張る：歌30：49-51：役人名ナシ

【辰の下刻までにしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻までに

：操⑥：10-22（ア）：小倉主税・〔用人〕木村奎之助

【辰の下刻までにしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻までに

：歌⑥：13-20（ア）：〔用人〕木村奎之助・一町田半六

【辰の下刻までにしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで、見積り

：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村奎之助・一町田半六

【辰の下刻までにしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで

：歌⑨：17-16（ア）：一町田半六・樋口右衛門

【たまりの間】書院二之間よりたまりの間まで一遍に取り払う（〔表の客の見物所〕）：操⑤：08-04：役人名ナシ

【屯之間】書院、同屯之間、庭廻り、しまりしまり、掃除等まで、見積り：歌⑦：14-08（ア）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【屯之間】書院、同屯之間、庭廻り、掃除奉行：歌⑦：14-09（イ）：津島八郎兵衛・〔勘定奉行〕鎌田奎大夫

※歌⑦の書院は、客の食事所。

【屯之間】役者（荒木武兵衛・清九郎・喜八）を屯之間に呼び出して褒美を渡す

：歌21：34-04：「勘定奉行」（〔作事奉行〕）一戸儀右衛門

※一戸の勘定奉行職の記載は、歌43：64-01で、7年後。8年前が作事奉行。

※「【払い方】報酬の払い方（目録のみ）：歌21：34-09」と、「【払い方】報酬の払い方：歌22：35-02」ヲ、参照。

田安御門通過（泉光院・お梅）の手形の判形：操⑤：08-35：〔家老〕〔渡辺〕次大夫

他屋敷（津輕家）の家臣：歌21：34-08：家臣ナシ

※他屋敷の家臣は、この時に「中屋敷奥様」が来ているので、その家臣カ。

※「他屋敷の家臣」のうち中山新五左衛門は、操21：57-01で「【中屋敷】奥様付き」。

※「屋敷外の仕事のある家臣」・「屋敷外から来た津輕与一付きの家臣」ヲ参照。

## ち

【馳走人】津輕左京の家来〔鳴海・長沢・北角〕の馳走人：操⑥：10-29（ク）：大野権左衛門

【馳走役人】客（泉光院・お梅・岡山）の男の供の馳走役人：操⑤：08-11：夏秀安左衛門

【馳走役人】役者・役者下々の夜食等の馳走役人：操⑤：08-34：齊藤二郎兵衛

【馳走】役者への馳走：歌③：04-06：徒組頭 三上羽右衛門・木口仁兵衛

【馳走人】役者馳走人：操②：05-16（1）：「徒組頭」三上羽右衛門・木口仁兵衛

【馳走人】役者馳走人：操③：06-13（1）：「徒組頭」三上羽右衛門・木口仁兵衛

【馳走人】役者の馳走人：操⑥：10-34（3）：中西清右衛門

【馳走人】役者の馳走人：歌⑥：13-32（4）：中西清右衛門

【馳走人】役者の馳走人：歌⑦：14-29（6）：中西清右衛門

※以上の中西に関して「役者の馳走人」ヲ参照。

【馳走人】役者馳走人：歌⑥：17-27（4）高杉喜兵衛

【馳走人】役者方馳走人：歌27：43-18（3）：「買物役」広瀬太左衛門・古田七郎兵衛

※「役者用聞き」参照。

【注進】中屋敷奥様（御新造様）の注進（中屋敷、両国橋）を置くことの申付け：歌26：42-11：目付 乳井作右衛門に

※注進役の家臣名ナシ。

【注進】中屋敷奥様（御新造様）の注進（中屋敷、両国橋）：歌27：43-07：家臣名ナシ

※以上の【注進】、【見張り】モ参照。

長寿院見送り：歌⑦：30-17：芦沢貞右衛門

長寿院の津軽家よりの跡乗：歌34：53-30：山田八兵衛

つ

【衛立】料理之間～御座之間への廊下の口衛立のきし〔番人〕：歌④：09-03：手廻り2人

【衛立】中敷居之間の衛立のきわ〔番人〕：歌⑥：13-31（コ）：徒1人

【衛立】中敷居衛立きわ〔番人〕：歌⑥：17-25（ク）：柿崎源介・成田武兵衛

【衛立】時計之間衛立の外〔番人〕：歌30：49-18（ス）：中小姓2人・徒目付1人

【衛立】時計之間衛立の外番人：歌32：51-26（エ）：中小姓2人・徒目付1人

【衛立】時計之間、廊下、衛立の外番人：操21：57-17（ク）：中小姓・徒目付1人

津軽左京奥様見送り：操⑥：10-38：〔江戸足軽頭〕今井壺左衛門

※今井は【見送り】ヲ見ヨ。

※左京奥様は、姑清徳院と一緒に帰る。

津軽左京奥様見送り：歌⑥：13-13：渡部嘉兵衛

津軽左京の家来〔鳴海・長沢・北角〕の馳走人：操⑥：10-29（ク）：大野極左衛門

津軽左京の家来〔鳴海・長沢・北角〕の給仕：操⑥：10-30（ケ）：中小姓・松田清左衛門・八木橋弥市右衛門・

〔留守居一番組支配〕三上仁左衛門

津軽左京の家来〔太田・鳴海・長沢・北角〕に見物仰付けを伝達：操⑥：10-16：〈家老〉〔渡辺〕次大夫より（手紙で）

※【伝達】参照。

【津軽平蔵】（若殿）付き：操21：57-01：〔若殿付〕新屋吉兵衛・小山文右衛門・小姓組

※津軽平蔵関係は、「若殿（津軽平蔵）…」ヲ見ヨ。

津軽与一付き：操21：57-01：岩田衛門兵衛

津軽与一付き：歌43：64-01：〔若殿付き〕長尾三郎右衛門・佐藤角大夫

津軽与一付き：歌46：67-20：佐藤雄閑・浪織部・板垣外記・〔若殿付き〕長尾三郎右衛門・佐藤角大夫・小山兵次右衛門・

長野亦右衛門・進藤伝六・田辺忠右衛門・新屋清八・佐藤伴次郎・窪田丹次郎・真木藤之進・

竹尾吉兵衛・小川十郎右衛門・佐藤忠八・館山半五郎

※以上の歌46の家臣は、屋敷外から来ている（「屋敷外から来た津軽与一付きの家臣」：歌46：67-19）。

※歌43・歌46に佐藤角大夫がいるが、分限帳は「与一様徒」として「佐藤角右衛門」を記載。

※以上の、「津軽与一付き」の家臣たちは、見物。

【詰番】広間の詰番（広間に詰める）：操⑥：05-07（イ）：8、9人（役人名ナシ）

【詰番】詰番のうちの手廻り（広間～書院への口番人）：操⑥：05-08（ウ）：詰番のうちの手廻り1人づつ（役人名ナシ）

- 【結番】広間取次結番（表門脇東の方にいる）：歌30：49-14（ケ）：役人名ナシ  
 【結番】広間取次結番（表門脇東の方にいる）：歌32：51-29（カ）：役人名ナシ  
 【結番】広間取次結番（表門脇東の方にいる）：操21：57-18（ケ）：役人名ナシ  
 【結番】広間取次結番（表門脇東の番所にいる）：歌39：60-21（サ）：役人名ナシ  
 【結番】広間取次結番（表門脇東の番所にいる）：歌43：64-20（シ）：役人名ナシ  
 【結番】広間取次結番（表門脇東の番所にいる）：歌44：65-02（コ）：役人名ナシ  
 【結番】【広間取次結番】【表門脇東の番所にいる】「表門内外取次：歌46：67-09（ア）」ヲ、見ヨ  
 ※以上の広間取次結番の役目については、（）内の「表門脇東の方にいる取次」～「表門脇東の番所にいる取次」ヲ参照。

- 【結番】広間取次結番（表門脇の番所に半数、広間に半数、結める）：歌43：64-21（ス）：役人名ナシ  
 【結番】広間取次結番（表門脇の番所に半数、広間に半数、結める）：歌44：65-03（サ）：役人名ナシ

て

手紙で見物仰付けを伝達 「【文書で伝達】（手紙）」ヲ見ヨ  
 手紙を添えて報酬を払う 「【文書（手紙を添えて報酬を払う）】」ヲ見ヨ

鉄砲廊下【番人】：歌⑦：14-27（ソ）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛  
 ※この兩人については「舞台見張り」ヲ見ヨ。

【出迎え】土井能登守を下馬畳に出迎え：操②：05-01：〔手廻組頭〕〔津軽〕外記・〈家老〉〔杉山〕八兵衛・  
 〈家老〉〔渡辺〕次太夫・内記・〔北村〕藤九郎・久保田一郎左衛門・  
 岡田里右衛門・黒土形部左衛門・小川定右衛門・  
 〔近習小姓・小姓組〕唐牛八郎左衛門・〔城付足軽頭〕井尻吉大夫

【出迎え】土井能登守を玄関に出迎え：操②：05-01：殿様

【出迎え】土井能登守を白砂に出迎え：操②：05-01：物頭

※ただし雨天ゆえ、下馬畳へ変更。

【出迎え】久世出雲守を広間に出迎え：操②：05-01：殿様

※平蔵（若殿）は出るべきところだが、未対面ゆえ、出ない。

【出迎え】久世大和守を出迎え：操⑥：10-52：〈家老〉渡辺次大夫・北村藤九郎・〔馬廻頭〕添田儀左衛門・〔家老〕田村藤大夫・  
 間宮勘右衛門・小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛・小倉主税・  
 〔用人〕木村奎之助

※以上の者たちについては「久世大和守出迎え」ヲ見ヨ。

【出迎え】久世大和守屋敷内張番のうち、門外に出迎えて案内の口上：操⑥：10-57：〔家老〕田村藤大夫

【出迎え】久世大和守の屋敷内張番のうち、門外に出迎え：操⑥：10-58：〈家老〉〔渡辺〕次大夫

【出迎え】〔久世大和守を出迎え〕：操⑥：10-62：殿様

※殿様には供がつく。「久世大和守出迎えの殿様の供」ヲ見ヨ。

【出迎え】久世大和守出迎え当用の使者：操⑥：10-63：徒

※この徒【たち】は、上記、操⑥：10-52の役人の、当用の使者を勤める。

【出迎え】中屋敷奥様（御新造様）を広敷に出迎え：歌⑤：28-02：家老衆・用人の全員

【伝達】津軽左京の家来（太田・鳴海・長沢・北角）に見物仰付けを伝達：操⑥：10-16：〈家老〉〔渡辺〕次大夫より

※手紙で伝達。

※上演当日の日記に記載されるが、伝達日の記載ナシ。

※太田は欠席。

【伝達】家臣に見物仰付けを伝達：操⑩：45-23：家老より寄合以上へ・用人より寄合以下へ

※切紙で、7日に伝達。上演は11日。

【伝達】家臣に見物仰せ付けを伝達：歌32：51-18：用人〔山川・須藤・松野カ〕より中小姓以上に

※この伝達されたことの記載は、上演当日。

※手紙で、伝達。

【伝達】家臣に見物仰せ付けを伝達：歌34：53-10：「小姓組頭」藤岡三左衛門より

※手紙で、上演前日に。

【伝達】家臣に見物仰せ付けを伝達：操⑩：56-07：目付〔飯田・大久保・佐藤軍大夫・稲葉・竹内甚左衛門・山内〕

※目付の名前は、操21：57-01による。

※上演前日に伝達。

【伝達】家臣 須藤要人に、見物仰せ付けを伝達：歌34：53-10：「用人」（〔近習用人〕）〔須藤〕五郎大夫

【伝達】家臣 松野権三郎に、見物仰せ付けを伝達：歌34：53-10：「用人」〔松野〕茂右衛門

※歌34の須藤・松野以外の家臣は上演前日の晩に申し渡されたが、この2名への伝達日は記載ナシ。

【伝達】家臣 山中六左衛門に、見物仰せ付けを伝達：歌40：62-02：「用人」山川角右衛門・「用人」須藤五郎大夫

※1月30日に。上演日は2月2日。

※山中は、若殿年頭名代の使者（歌43：64-29）。

【伝達】家臣〔用人〕〔一町田〕権之進以下、徒頭 浅田孫之進までに、見物仰せ付けを伝達

：歌42：63-07：「用人」〔須藤〕五郎大夫より

※上演前日、一町田以下近習廻り福士長砂までの家臣に対して、手紙で伝達された。

※ただし、福士は、上演当日の見物仰付けリスト（歌43：64-01）には見えない。

【伝達】医者〔亀田・矢部・上原〕に、見物仰せ付けを伝達：歌34：53-10：「小姓組頭」藤岡三左衛門より

※上演前日に、手紙で伝達。

【伝達】医者〔亀田・矢部・上原〕に、見物仰せ付けを伝達：歌42：63-07：〔「用人」〕〔須藤〕五郎大夫より

※上演前日に、手紙で伝達。

※これらの医者は、町宅にいる。

【伝達】豊田検校に、見物仰せ付けを伝達：歌34：53-10：「小姓組頭」藤岡三左衛門より

※上演前日に、手紙で伝達。

【伝達】豊田検校に、見物仰せ付けを伝達：歌42：63-07：〔「用人」〕〔須藤〕五郎大夫より

※上演前日に、手紙で伝達。

※歌34：53-10の藤岡の伝達は、見物仰せ付けリスからのもの。このリストには他に、儒者・家臣らが載る。

※歌42：63-07での見物仰せ付けの伝達は、上記の、家臣・医者・豊田以外の者へも、目付方より触れるべく、「目付」飯田半兵衛に申し渡される（歌42：63-07）。【触れる】ヲ見ヨ。

【伝達】山鹿藤介と戸沢長由に、見物仰せ付けを伝達：歌21：34-06：伝達者の家臣名ナシ

※上演当日の日記に記載されるが、伝達日の記載ナシ。

【伝達】山鹿藤介・戸沢長由・山田雄山に、見物仰せ付けを伝達

：歌34：53-10：「小姓組頭」藤岡三左衛門より

※上演前日に、手紙で伝達。

※この山鹿・戸沢・山田の3名への藤岡の伝達は、見物仰せ付けリストから

のもの。このリストには他に、儒者・医者・芸者・家臣らが載る。

【伝達】戸沢長由と山田雄山に、見物仰せ付けを伝達：操⑩：56-05：伝達者の家臣名ナシ

※上演前日に伝達。

【伝達】客（粕谷庄兵衛、同庄藏・森平七郎、同甚五郎）に見物仰付けを伝達

：操⑩：45-24：〔用人〕堀伝左衛門・「用人」山川角右衛門より

※手紙で、7日に伝達。上演は11日。

【伝達】家臣の見物御礼を伝達：歌34：53-28：「近習」〔佐々木〕形部左衛門。同人より当主へ

※家臣は上演当日に佐々木に。御礼は書き付けたもの。

【伝達】家臣の見物御礼を伝達：操21：57-27：用人（山川・須藤・大湯・松野）。用人より「小姓組頭」藤岡三左衛門へ、藤岡より当主へ

※家臣の御礼は上演当日用人に。

【伝達】津楽院の見物と時服の御礼を伝達：操21：57-29：「用人」[山川]角右衛門。[山川]より「小姓組頭」藤岡三左衛門へ、藤岡より当主へ

※津楽院は、上演当日に御礼。

※ただし、時服下賜はこの日ではない（その日付は不記載）。

【伝達】家臣〔用人〕一町田・「目付」山口・「作事奉行」工藤左五右衛門、見物欠席を伝達

：歌42：63-09：用人中[山川・須藤・松野]へ

※欠席理由は、見物当日に中屋敷作事の材木が調うため、前日に用人中に申し出た。

【伝達】客（本阿弥光通）、見物の先約を伝達：操②：56-12：「小姓組頭」藤岡三左衛門へ

※本阿弥から藤岡への申し出は前日。

※しかし、本阿弥は、当日出席している（操21：57-01）。

【伝達】万能丸一円の帷子御礼を伝達：歌⑥：15-03：小川定右衛門

※小川は、上演当日は「楽屋諸色〔見積り〕」（歌⑦：14-25）。

※帷子は報酬とともに下賜され、使いは斉藤次郎兵衛がした。

※斉藤は「役者・役者下々の夜食等の馳走役人」（操⑤：08-34）も。分限帳に、表右筆の斉藤次郎大夫が載る。

【伝達】荒木武兵衛の座敷の見分を伝達：歌⑨：32-08：「近習医者」（〔奥医〕）上原春良

※荒木から上原へは4日に（上演日は10日）。

※上原より、最終的には当主へ伝達された。

【伝達】碁盤人形遣い八郎右衛門・次郎左衛門の申し分を伝達：操21：57-25：「用人」[山川]角右衛門・「用人」大湯]五左衛門より当主へ

※上演当日に。

【伝達】報酬の払いを伝達：歌⑬：29-09：家老より、「勘定奉行」（〔手廻組外〕）平井九八郎へ申し渡す

※払い方も平井カ。

【伝達】報酬の払いを伝達：歌29：48-21：〔寄合〕財津久右衛門へ申し渡す

※払いは、「目付」大久保五郎兵衛（歌29：48-21）。【払い方】ヲ見ヨ。

と

土井能登守出迎え（下馬登）：操②：05-01：〔手廻組頭〕[津軽]外記・〈家老〉[杉山]八兵衛・〈家老〉[渡辺]次太夫・内記・[北村]藤九郎・久保田一郎左衛門・岡田里右衛門・黒土形部左衛門・

小川定右衛門・〔近習小姓・小姓組〕唐牛八郎左衛門・〔城付足軽頭〕井尻吉大夫

※以上のうち、内記・[北村]・唐牛・井尻以外は、仕事アリ。

※[津軽]外記・[杉山]・[渡辺]は【見積り】、久保田～小川は【番人】ヲ見ヨ。

土井能登守出迎え（玄関）：操②：05-01：殿様

※平蔵（若殿）は出るべきところだが、未対面ゆえ、出ない。

土井能登守出迎え（白砂）：操②：05-01：物頭

※ただし雨天ゆえ、白砂は、下馬登へ変更。

土井能登守見送り（下馬登）：操②：05-04：上記「土井能登守出迎え」（操②：05-01）と同じメンバー

土井能登守見送り（玄関）：操②：05-04：殿様・平蔵（若殿）

土井能登守奥様見送り：歌⑬：13-11：〔江戸足軽頭〕今井左左衛門

※ただし、能登守奥様御泊りで、今井は不入。

土井能登守邸へ御礼に行く：操⑬：10-72：殿様

土井能登守へ御礼の使者：操⑬：10-75：〔江戸足軽頭〕今井左左衛門

灯火見頼り：操⑩：10-31（コ）：小倉主税  
灯火見頼り：歌⑩：13-25（カ）：〔勘定奉行〕小倉作左衛門  
灯火見頼り：歌⑦：14-24（ス）：〔勘定奉行〕小倉作左衛門  
灯火見頼り：歌⑨：17-23（カ）：〔小小姓頭〕小倉三左衛門

道具運賃の払い方 【払い方】ヲ見ヨ  
道具人夫の払い方 【払い方】ヲ見ヨ  
道具の払い方 【払い方】ヲ見ヨ

【道具】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋に囲い、板縁に薄縁しき、役者下々、道具を置く〔作業の〕奉行  
：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人  
※作業は、当日行われる。

【道具】書院の襖と障子を残らず取り払い道具を置く〔作業の、奉行〕：歌26：42-08：役人名ナシ  
※作業は前日行われる。

当番：歌39：60-11（オ）：「小姓組頭」大石郷右衛門

当番：歌43：64-09（オ）：「小姓組頭」大石郷右衛門

※歌30：49-23に、当番に強飯を賜る記事、同じく、歌30：49-54に、当番の服装についての記事アリ。

当番（中屋敷当番）：歌46：67-20：〔諸手足軽頭〕丹野序右衛門

※丹野は、当番のため、見物欠席。

時計之間番人：歌34：53-27（ウ）：徒2人

時計之間番人：歌34：53-27（エ）：徒目付1人

時計之間衛立の外〔番人〕：歌30：49-18（ス）：中小姓2人・徒目付1人

時計之間衛立の外番人：歌32：51-26（エ）：中小姓2人・徒目付1人

時計之間、廊下、衛立の外番人：操21：57-17（ク）：中小姓・徒目付1人

時計之間、廊下、屏風の外に番人：歌39：60-19（コ）：徒3人・徒目付1人

時計之間、廊下、屏風の外に〔番人〕：歌43：64-18（サ）：徒3人・徒目付1人

時計下廊下、屏風の外に〔番人〕：歌44：65-01-14（ケ）：徒3人・徒目付1人

【戸沢長由】山鹿藤介と戸沢長由に、見物仰せ付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

【戸沢長由】山鹿藤介・戸沢長由・山田雄山に、見物仰せ付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

【戸沢長由】戸沢長由と山田雄山に、見物仰せ付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

【供】久世大和守出迎えの隠櫛の供：操⑩：10-62：役人名ナシ

※〔間宮〕勘右衛門・〔用人〕〔木村〕空之助・〔小倉〕主税のいる所の後に、間を隔てて控え、指図を待つ。

【供】中屋敷奥様（御新造様）の供：歌⑩：30-19：〔寄合〕杉山武介・「目付」飯田半兵衛・〔小姓組頭〕田村弥左衛門・

兼松大右衛門・一町田左大夫・「近習小姓」野上又三郎

※この「供」は〔箆脇〕としてのもの。

※「中屋敷奥様（御新造様）の箆脇」・【箆脇】参照。

【供への挨拶人】久世大和守・出雲守の供への挨拶人：操⑩：10-76：岩田又五郎

【供への馳走役人】泉光院・お梅・岡山の男の供への馳走の役人：操⑤：08-11：夏秀安左衛門

【取継ぎ】番付（琴屋政右衛門）の献上を取継ぎ：歌25：41-03：琴屋より「目付」大久保五郎兵衛

※大久保は、歌⑩：31-05で、政右衛門らの報酬の払い方役人。

※同じく、上演当日、役者方（歌27：43-17）。

※番付献上は11日（上演は21日）。

【取継ぎ】【予約】（琴屋政右衛門）の意を取継ぎ：歌40：61-04：当主より「小姓組頭」大石郷右衛門へ、  
同人より「目付」大久保五郎兵衛へ

※大久保は、上演当日、役者方（歌43：64-10）。

※琴屋への【予約】の意の仰出しは1月23日。上演は2月2日。

※以上の【取継ぎ】は、【伝達】モ参照。

【取次】（表門東の方の脇にいる）広間使者之間へ通す：歌26：42-13：役人名ナシ

※不時の客・使者のうち断れないものを、広間使者之間へ通る  
ようにと言う。

【取次（広間取次詰番）】（表門脇東の方にいる）：歌30：49-14（ケ）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】（表門脇東の方にいる）：歌32：51-29（カ）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】（表門脇東の方にいる）：操21：57-18（ケ）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】（表門脇東の番所にいる）：歌39：60-21（サ）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】（表門脇東の番所にいる）：歌43：64-20（シ）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】（表門脇東の番所にいる）：歌44：65-02（コ）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】【表門脇東の番所にいる】 下記「【取次】表門内外の取次をする：歌46：67-09（ア）」ヲ、見ヨ

※以上の「広間取次詰番」の役目については、（）内の「表門脇東の方にいる取次」～「表門脇東の方にいる取次」等ヲ見ヨ。

【取次（広間取次詰番）】表門脇の番所に半数、広間に半数、両所に詰める：歌43：64-21（ス）：役人名ナシ

【取次（広間取次詰番）】表門脇の番所に半数、広間に半数、両所に詰める：歌44：65-03（サ）：役人名ナシ

【取次】表門内外の取次をする：歌46：67-09（ア）：役人名ナシ（諸事の儀、先格のとおり）

## な

長囲炉裏之間を半分に仕切って楽屋とする申付け：操21：57-28：【当主】（申し付けられた役人名ナシ）

【中敷居】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人  
づつ）・小姓組3人

【中敷居】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人  
づつ）・小姓組2人

【中敷居】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、  
一人づつ）・小姓組2人

中敷居衝立きわ【番人】：歌⑨：17-25（ク）：柿崎源介・成田武兵衛

中敷居之間の衝立のきわ【番人】：歌⑩：13-31（コ）：徒1人

中敷居之間～料理之間上之間への廊下【番人】：操②：05-10（オ）：徒2人（ただし1人づつ）

【中敷居之間見張り】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見張り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

【中敷居之間掃除奉行】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、掃除奉行

：歌⑦：14-15（4）：【手廻三番組】齊藤彦右衛門・清野与左衛門

【中之間】台子之間～料理之間中之間への廊下【番人】：操②：05-11（カ）：徒2人（ただし1人づつ）

【中之間】書院中之間番人：歌34：53-27（イ）：中小姓2人

【中之間】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋にかこい、板縁に薄縁しき、役者下々、道具を置く【作業の】奉行

: 歌④: 09-03: 中小姓2人・徒目付1人

【中之座敷】客の料理膳立てを、【書院】中之座敷であることを申付けられる

: 操⑩: 56-09: 膳番 佐々木四郎兵衛

※この時の食事所は書院ゆえ、膳立てはその中之座敷で。

【長屋】久世大和守の屋敷内張番のうち、門の内東の長屋前: 操⑩: 10-58: 【北村】藤九郎

【長屋】久世大和守の屋敷内張番のうち、鹿沼弥次右衛門長屋前: 操⑩: 10-59: 間宮勘右衛門

【長屋】久世大和守の屋敷内張番のうち、南の惣長屋前の松沢次左衛門【長屋】前: 操⑩: 10-61: 【馬廻頭】添田儀左衛門

【長屋見張り】角長屋見張り: 操⑩: 46-18 (キ): 赤坂安右衛門

【長屋給仕】角長屋給仕: 操⑩: 46-18 (ク): 徒

中屋敷奥様 (御新造様) 出迎え (広敷): 歌⑤: 28-02: 家老衆・用人の全員

※この時、御新造様は、年始祝儀に来て、見物。

中屋敷奥様 (御新造様) 見送り: 歌⑦: 30-18: 【江戸足軽頭】今井奎左衛門

※今井については、【見送り】・【使者】モ見ヨ。

中屋敷奥様 (御新造様) より上屋敷へ土産の使者: 歌⑤: 28-03: 「中屋敷奥様付き」中山新五左衛門

※この時、御新造様は、年始祝儀に来て、見物。

中屋敷奥様 (御新造様) より上屋敷へ土産の使者: 歌⑦: 30-04: 家臣名ナシ

中屋敷奥様 (御新造様) の跡乗: 歌⑤: 28-01: 【若殿御守り】唐牛長右衛門・「中屋敷奥様付き」保科惣左衛門

※歌⑤: 28-18に、この二人の広敷で料理を賜う記事。

※歌⑤: 28-20に、保科惣左衛門の初めてのお供につき祝儀の時服を賜う記事。

※この時、御新造様は、年始祝儀に来て、見物。

※また、お産後初の年始の記事が、歌26: 42-10・歌27: 43-03、30にアリ。

中屋敷奥様 (御新造様) の跡乗: 歌⑦: 30-19: 【若殿御守り】河合作右衛門・「中屋敷奥様付き」保科惣左衛門

中屋敷奥様 (御新造様) の跡乗: 歌28: 47-08: 【賭手足軽頭】樋口衛門

中屋敷奥様 (奥様) の跡乗: 歌34: 53-29: 兼松大右衛門

※兼松は、下記、歌⑤: 28-01で「竈脇」・歌⑦: 30-19で「供」。

※「奥様」の呼称については、「中屋敷奥様 (御新造様) の注進」「中屋敷奥様付き」の項ヲ見ヨ。

中屋敷奥様 (御新造様) の電脇: 歌⑤: 28-01: 【寄合】杉山武介・「目付」飯田半兵衛・【小姓組頭】田村弥左衛門・

兼松大右衛門・山田八兵衛・【小小姓頭】小鹿三左衛門・【近習小姓】唐牛頼母・

【近習小姓】久保田源介・一町田左大夫・「近習小姓」野上又三郎

※この時、御新造様は、年始祝儀に来て、見物。

中屋敷奥様 (御新造様) の供【竈脇】: 歌⑦: 30-19: 【寄合】杉山武介・「目付」飯田半兵衛・【小姓組頭】田村弥左衛門・

兼松大右衛門・一町田左大夫・「近習小姓」野上又三郎

※以上の歌⑤・歌⑦の兼松は、歌34: 53-29では「跡乗」。

中屋敷奥様 (御新造様) の徒: 歌⑤: 28-01: 9人 (家臣名ナシ)

※この時、御新造様は、年始祝儀に来て、見物。

中屋敷奥様の徒: 歌⑦: 30-19: 6人 (家臣名ナシ)

中屋敷奥様 (御新造様) の注進を置くことの申付け: 歌26: 42-11: 目付 乳井作右衛門に

※注進役の家臣名ナシ。

※中屋敷、両国橋に置く。

※奥様来邸の前日の記事。

※明日、御新造様は、お産後初の年始に来邸、見物事の主客。

中屋敷奥様（御新造様）の注進：歌27：43-07：注進役の家臣名ナシ

※中屋敷、兩國橋に置く。

※御新造様のお産後初の年始につき、見物事アリ。

※「中屋敷奥様」の呼称の初出は歌21：34-05で、歌27では、「御新造様」「中屋敷奥様」を併記。

中屋敷奥様（奥様）付き：操21：57-01：中山新五左衛門・保科惣左衛門（※以上、見物のみ）

中屋敷奥様付き：歌43：64-01：中山新五左衛門・保科惣左衛門（※以上、見物のみ）

※保科については、上記「跡乗」ヲ見ヨ。

※「中屋敷奥様付き」の「中屋敷」は屑書風の記載。本人は「奥様」とのみの記載で、これ以後「奥様」のみとなる。

※以上の操21・歌43の2項目、「他屋敷の家臣：歌21：34-08」モ見ヨ。

中屋敷奥様（御新造様）の六尺：歌⑤：28-01：8人（家臣名ナシ）

※この時、御新造様は、年始祝儀に来て、見物。

中屋敷当番：歌46：67-20：〔諸手足軽頭〕丹野序右衛門（※当番につき見物欠席）

中屋敷の作事で〔用人〕一町田・「目付」山口・「作事奉行」工藤左五右衛門、見物欠席を伝達

：歌42：63-09：用人中へ

※欠席理由他、〔伝達〕ヲ見ヨ。

に

【二之間】書院二之間よりたまりの間まで一遍に取り払う（〔表の客の見物所〕）：操⑤：08-04：役人名ナシ

【二之間】〔料理之間〕二之間、舞台になる（する）：歌⑥：13-03：役人名ナシ

※料理之間上之間が、〔見物所〕（歌⑥：13-03）。

【二之間】書院二之間番人：歌34：53-27（ア）：中小姓2人

【二之間】書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌39：60-16（キ）：中小姓2人

【二之間】書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌43：64-15（ク）：中小姓2人

【二之間】書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌44：65-01-11（カ）：中小姓2人

【二本戸】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める〔番人〕

：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組3人

【二本戸】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める〔番人〕

：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【二本戸】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める〔番人〕

：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【庭の口見合せ〔番人〕】書院北の方、庭の口見合せ〔番人〕：歌⑦：14-26（セ）：小姓3人

庭廻り掃除：操②：05-14（ケ）：岩田又五郎

【庭廻り掃除奉行】書院、同屯之間、庭廻り掃除奉行：歌⑦：14-09（イ）：津島八郎兵衛・〔勘定奉行〕鐵田壱大夫

【庭廻り掃除奉行】御錠口～居間寝間、同庭廻りの掃除奉行：歌⑦：14-11（エ）：鳴海安大夫・奈良岡長次郎

【庭廻りしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻までに）

：操⑥：10-22（ア）：小倉主税・〔用人〕木村壱之助

【庭廻りしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻までに）

：歌⑥：13-20（ア）：〔用人〕木村壱之助・一町田半六

【庭廻りしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻まで）見積り

：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村壱之助・一町田半六

【庭廻りしまり】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり（辰の下刻まで）

：歌⑩：17-16（ア）：一町田半六・樋口右衛門

【庭廻り見積り】書院、同屯之間、庭廻りしまりしまり、掃除等まで、見積り

：歌⑦：14-08（ア）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【庭廻り見積り】御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで、見積り

：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村奎之助・一町田半六

【庭廻り見積り】舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り

：操⑩：10-21（1）：北村藤九郎・間宮勘右衛門

【庭廻り見積り】舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り

：歌⑩：13-19（1）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【人夫】道具人夫の払い方 「道具人夫の払い方」・【払い方】ヲ見ヨ

ぬ

ね

【寝間】 「御錠口～居間寝間、同庭廻り……」ヲ見ヨ

の

のれんを二所に掛ける：歌21：34-02：役人名ナシ

※掛けるのは、座敷カ。「料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る」作業に続くもの。

※次項、参照。

のれん（1間半のさらさ木綿で、二所に掛ける）2つを申付ける：歌21：34-02：役人名ナシ

※用が済み次第、大納戸に預けておく。

は

【法度】見物事・狂言師の儀の法度の触れの書付の写しを持参する：歌36：55-07：町年寄り 奈良屋市右衛門

※「町年寄り」は「人物一覽」による。

【払い方】報酬の払い方：操④：07-03：役人名ナシ

【払い方】報酬の払い方：操⑦：11-01：役人名ナシ

【払い方】報酬の払い方：操⑦：11-02：役人名ナシ

※この報酬は「肝煎 仁左衛門」に下さる。

【払い方】報酬の払い方：歌⑤：12-03：役人名ナシ

【払い方】報酬の払い方（使い）：歌⑥：15-02：齊藤次郎兵衛

※操⑤：08-34で「役者・役者下々の夜食等の馳走役人」。「【伝達】万能丸一円の帷子御礼を伝達」も参照。

【払い方】報酬の払い方（使い）：歌⑩：20-04：木村都喜兵衛

【払い方】報酬の払い方（使い）：歌⑩：20-05：金児安兵衛

【払い方】報酬の払い方【使い】：歌④：22-03：小杉七郎右衛門・佐藤十兵衛

※以上の、歌⑩・歌⑩・歌④の払い方のうち、歌⑥の齊藤を除いては、そのみに記載される家臣。

- 【払い方】報酬の払い方：操⑩：25-03：〔近習用人〕川越清左衛門  
 ※川越方より、手紙を以て使い。  
 ※誓固つき。「払い方の誓固」ヲ見ヨ。
- 【払い方】報酬の払い方：操⑩：27-07：「用人」（〔近習用人〕）須藤五郎大夫  
 ※須藤方より、手紙を添えて遣す。
- 【払い方】報酬の払い方：歌⑮：29-09：「勘定奉行」（〔手廻組外〕）〔平井九八郎〕  
 ※家老より平井へ、払いを申し渡される。
- 【払い方】報酬の払い方：歌⑮：31-05：「目付」（〔手道具頭〕）大久保五郎兵衛  
 ※大久保は、歌25：41-03で、琴屋政右衛門の番付を受け取る。  
 ※褒美とともに払われる。
- 【払い方】報酬の払い方（目録のみ）：歌21：34-09：役人名ナシ  
 ※役人は、「勘定奉行」（〔作事奉行〕）一戸儀右衛門カ。  
 ※一戸は、褒美の払い方。下記「【払い方】褒美【の払い方】：歌21：34-04」ヲ見ヨ。  
 ※この報酬は、翌日払われる。次項「【払い方】報酬の払い方：歌22：35-02」ヲ見ヨ。  
 ※この払いは、上演当日の日記に記載（歌21：34-09）。
- 【払い方】報酬の払い方：歌22：35-02：役人名ナシ  
 ※役人は、「勘定奉行」（〔作事奉行〕）一戸儀右衛門カ。  
 ※前日の払い（前項の歌21：34-04、参照）では、目録のみが渡された（歌22：35-02）。  
 ※褒美とともに払われる。下記「【払い方】褒美【の払い方】：歌21：34-04」ヲ見ヨ。  
 ※一戸の勘定奉行職の記載は、歌43：64-01で、7年後。8年前が作事奉行（分限帳）。
- 【払い方】報酬の払い方：歌24：37-03：役人名ナシ  
 ※褒美とともに払われる。
- 【払い方】報酬の払い方：操⑩：39-10：「用人」松野茂右衛門  
 ※松野は、操⑩：40-11で、小山へ下賜の〔使者〕。
- 【払い方】報酬の払い方：歌27：43-28：役人名ナシ  
 ※当日の、「役者方よろず用事承り」は、「目付」大久保五郎兵衛（歌27：43-17）。  
 ※褒美とともに払われる。  
 ※この払いは、上演当日の日記に記載（歌27：43-28）。
- 【払い方】報酬の払い方：操⑩：46-28：「目付」大久保五郎兵衛  
 ※今月14日に払う。上演日は11日。  
 ※褒美・賭料、道具運賃とともに払われる。  
 ※この払いは、上演当日の日記に記載（操⑩：46-28）。  
 ※舞台入札代も記載アリ（操⑩：46-28）。
- 【払い方】報酬の払い方：歌29：48-21：「目付」大久保五郎兵衛  
 ※〔奇合〕財津久右衛門に払いを申し渡され、大久保方より、手紙を添えて遣す。
- 【払い方】報酬の払い方：歌30：49-55：「目付」大久保五郎兵衛  
 ※大久保方より、手紙を添えて、今月13日に払う。上演日は11日。  
 ※大久保は、上演当日の役者方諸事司取の一人（歌30：49-11）。  
 ※この払いは、上演当日の日記に記載（歌30：49-55）。  
 ※大久保は、褒美の払い方（「【褒美の払い方】：歌30：49-43」ヲ見ヨ）と、道具人夫の払い方（「【払い方】道具人夫の払い方：歌30：49-56」ヲ見ヨ）も勤める。
- 【払い方】報酬の払い方：歌32：51-39：役人名ナシ  
 ※別帳アリ。  
 ※当日の役者方諸事司取りは、「目付」大久保五郎兵衛と徒目付 桜庭伝助（歌32：51-23）。  
 ※この払いは、上演当日の日記に記載（歌32：51-39）。
- 【払い方】報酬の払い方：歌34：53-31：小納戸役

※小納戸役から金子が出るので、【日記方は】書き留めない（歌34：53-31）。

※下記「【払い方】道具の払い方：歌34：53-32」参照。

※当日の役者方役人の一人は、徒目付 桜庭伝助（歌34：53-26）。

※この払いは、上演当日の日記に記載（歌34：53-31）。

【払い方】報酬の払い方：操21：57-25：役人名ナシ

※賄い料とともに払われる。

※当日の役者方の一人は、目付 大久保五郎兵衛（操21：57-15）。

※この払いは、上演当日の日記に記載（操21：57-25）。

【払い方】報酬の払い方：操21：58-10：目付 大久保五郎兵衛

※ただし、お金は、小納戸役より出る（操21：58-10）。

※この払いは、上演当日の日記に記載（操21：58-10）。

【払い方】報酬の払い方：歌39：60-28：「目付」大久保五郎兵衛

※大久保方より、賄い料とともに、手紙を添えて送る。

※大久保は、当日の役者方の一人（歌39：60-12）。

※この払いは、上演当日の日記に記載（歌39：60-28）。

※褒美は「【払い方】褒美【の払い方】：歌39：60-23」参照。

【払い方】入用の銀子の払い方：歌43：64-30：「目付」大久保五郎兵衛

※道具、賄い料とともに払われる。

※大久保は、当日の役者方の一人（歌43：64-10）。

※この払いは、上演当日の日記に記載（歌43：64-30）。

【払い方】報酬の払い方：歌44：65-10：「目付」大久保五郎兵衛

※褒美・賄い料、道具とともに払われる。

※大久保は、当日の役者方の一人（歌44：65-01-06）。

※この払いは、上演当日の日記に記載（歌44：65-10）。

【払い方】褒美の払い方：歌⑨：31-05：「目付」（〔手道具頭〕）大久保五郎兵衛

※報酬とともに払われる。

※大久保は、歌25：41-03で、琴屋政右衛門の番付を受け取る。

【払い方】褒美【の払い方】：歌21：34-04：「勘定奉行」（〔作事奉行〕）一戸儀右衛門

※屯之間へ役者を呼び出して渡す。

※上記「【払い方】報酬の払い方（目録のみ）：歌21：34-09」ヲ参照。

※一戸の勘定奉行職の記載は、歌43：64-01で、7年後。8年前が作事奉行。

【払い方】褒美の払い方：歌22：35-02：役人名ナシ

※役人は、「勘定奉行」（〔作事奉行〕）一戸儀右衛門カ。

※この褒美は、前項の歌21：34-04に記された金額と一致。

※報酬とともに払われる。上記「【払い方】報酬の払い方：歌22：35-02」ヲ見ヨ。

【払い方】褒美の払い方：歌24：37-03：役人名ナシ

※報酬とともに払われる。

【払い方】褒美の払い方：歌27：43-28：役人名ナシ

※報酬とともに払われる。

【払い方】褒美の払い方：操⑨：46-28：「目付」大久保五郎兵衛

※報酬とともに払われる。

【払い方】褒美の払い方：歌30：49-43：「目付」大久保五郎兵衛

※大久保は、報酬の払い方（「【払い方】報酬の払い方：歌30：49-55」ヲ見ヨ）と、道具人夫の払い方（「【払い方】道具人夫の払い方：歌30：49-56」ヲ見ヨ）も勤める。

【払い方】褒美【の払い方】：歌39：60-23：「用人」山川角右衛門

※この褒美は、山川から、沢之丞が中入りの節御目見得したとき、同人に与えられたもの。

その他の役者にも与えられたが、御目見得は沢之丞のみカ。

※右筆が小奉書目録に、金額と、沢之丞らの名前を書いている（歌39：60-23）。

※山川は「腰囲い、井座敷方、役者方」（歌39：60-05）。

※報酬は別に「目付」大久保五郎兵衛より払われた。「【払い方】報酬の払い方：歌39：60-28」ヲ見ヨ。

【払い方】褒美の払い方：歌43：64-23：役人名ナシ

※この他に「入用銀子」が「目付」大久保五郎兵衛より払われている。「【払い方】報酬の払い方：歌43：64-30」ヲ参照。

※大久保は、当日の役者方の一人（歌43：64-10）。

【払い方】褒美の払い方：歌44：65-10：「目付」大久保五郎兵衛

※報酬とともに払われる。

※大久保は、当日の役者方の一人（歌44：65-01-06）。

【払い方】賄い料、道具運賃の払い方：操⑩：46-28：「目付」大久保五郎兵衛

※14日に払う。上演日は11日。

※賄い料以外には、茶酒も出さない（操⑩：46-27）。

【払い方】道具人夫の払い方：歌30：49-56：「目付」大久保五郎兵衛より〔琴屋〕政右衛門方へ。

※代金は上演日（歌30）の前日に申し合せがあり、上演当日に払う（歌30：49-56）。

※大久保は、報酬の払い方（「【払い方】報酬の払い方：歌30：49-55」ヲ見ヨ）と褒美の払い方（「【払い方】褒美の払い方：歌30：49-43」ヲ見ヨ）も勤める。

【払い方】道具の払い方：歌34：53-32：大納戸役・勘定奉行

※この2職の他にも道具の払い方役人がいるカ（「【払い方】報酬の払い方：歌34：53-31」参照）。

※当日の役者方役人の一人は、徒目付 桜庭伝助（歌34：53-26）。

【払い方】賄い料の払い方：操21：57-25：役人名ナシ

※報酬とともに払われる。

※当日の役者方の一人は、目付 大久保五郎兵衛（操21：57-15）。

【払い方】賄い料の払い方：歌39：60-28：「目付」大久保五郎兵衛

※報酬とともに、大久保方より手紙を添えて遣わす。

【払い方】道具、賄い料の払い方：歌43：64-30：「目付」大久保五郎兵衛

【払い方】賄い料、道具の払い方：歌44：65-10：「目付」大久保五郎兵衛

【払い方】舞台入札代の払い方：操⑩：46-29：松本徳右衛門

※報酬・賄い料、道具の払いは「目付」大久保五郎兵衛。

払い方の警固：操⑩：25-03：江戸足軽

※「【払い方】報酬の払い方：操⑩：25-03」参照。

【馬場】久世大和守の屋敷内張番のうち、馬場の入口：操⑩：10-54：足軽〔1人〕

【張番（久世大和守出迎えの屋敷内張番）】 「久世大和守の屋敷内張番」ヲ見ヨ

番付（琴屋政右衛門）の献上を取継ぎ：歌25：41-03：「目付」大久保五郎兵衛

※琴屋と大久保の関係については【取継ぎ】ヲ見ヨ。

※献上は11日。上演は21日。

【番人】裏玄関〔番人〕：歌30：49-17（シ）：徒2人

【番人】裏玄関〔番人〕：歌32：51-32（ケ）：徒2人

【番人】奥への口番人：操⑩：10-32（サ）：手廻り2人

【番人】楽屋番：操⑩：10-37（6）：徒2人

【番人】楽屋番：歌㊟：13-35（7）：徒・〔中小姓二番組〕福士小左衛門・〔徒目付〕笹森林右衛門

※本文は「楽屋番歩行、福士小左衛門、笹森林右衛門」。

【番人】楽屋番：歌㊟：14-31（8）：〔中小姓二番組〕福士小左衛門・〔中小姓二番組〕桜庭五大夫

※ただし分限帳記載の中小姓二番組の桜庭は「五大夫」ではなく「五郎大夫」ゆえ、異人の可能性もアリ。

【番人】楽屋番：歌㊟：17-28（5）：成見次左衛門・木村三右衛門

【番人】楽屋下の口、その外番人：歌46：67-16（2）：如例（役人名ナシ）（※諸事役付、別帳アリ）

※楽屋の内には必要のある役人、定めの外は、一切入らない事（歌46：67-17）。

【番人】勝手御用所刀番：歌30：49-19（セ）：中小姓2人

【番人】客之間と使者之間とのあいだ、杉戸の外【番人】：歌㊟：13-28（ケ）：木村伊右衛門・〔手廻り四番組〕成田左助

【番人】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ結める【番人】

：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組3人

【番人】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ結める【番人】

：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【番人】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ結める【番人】

：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

※以上の、歌39・歌43・歌44の富永は、【困い】モ見ヨ。

【番人】御座之間上之間杉戸際に【番人】：歌43：64-14（キ）：小姓組2人

【番人】御座之間上之間杉戸際【番人】：歌44：65-01-10（オ）：小姓組2人

【番人】御座之間縁通り前の杉戸の【番人】歌46：67-15（エ）：小姓組

【番人】御座之間南の廊下、杉戸の外番人：操㊟：05-09（エ）：〔諸手足軽頭〕旦那序右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

【番人】御座之間への廊下番人：歌46：67-14（ウ）：如例（役人名ナシ）（※諸事役付、別帳アリ）

【番人】御用所三之間に【番人】：歌39：60-18（ケ）：中小姓3人

※ただし、勝手・座敷・〔書院〕二之間に結める中小姓のうち、詰所が無い者が、ここに結める。

【番人】御用所三之間に【番人】：歌43：64-17（コ）：中小姓3人

※ただし、勝手・座敷・〔書院〕二之間に結める中小姓のうち、詰所が無い者が、ここに結める。

【番人】御用所三之間に【番人】：歌44：65-01-13（ク）：中小姓2人

※ただし、勝手・座敷・〔書院〕二之間に結める中小姓のうち、詰所が無い者が、ここに結める。

【番人】御用所への廊下に【番人】：歌39：60-17（ク）：徒3人・足軽目付1人

【番人】御用所への廊下に【番人】：歌43：64-16（ケ）：徒3人・足軽目付1人

【番人】御用所への廊下に【番人】：歌44：65-01-12（キ）：徒3人・足軽目付1人

【番人】書院北の方、庭の口見合せ【番人】：歌㊟：14-26（セ）：小姓3人

【番人】書院杉戸外、広間縁通り、南の隅【番人】：歌㊟：17-24（キ）：木村伊右衛門・渡辺加兵衛・今介右衛門

【番人】書院へ入口番人：歌32：51-27（オ）：中小姓2人

【番人】書院中之間番人：歌34：53-27（イ）：中小姓2人

【番人】書院二之間番人：歌34：53-27（ア）：中小姓2人

【番人】書院二之間西の袂際に【番人】：歌39：60-16（キ）：中小姓2人

【番人】書院二之間西の襖際に【番人】：歌43：64-15（ク）：中小姓2人

【番人】書院二之間西の襖際に【番人】：歌44：65-01-11（カ）：中小姓2人

【番人】書院脇番人：歌46：67-13（イ）：中小姓

【番人】台子之間番人：操③：06-14（ウ）：徒2人

【番人】台子之間【番人】：歌④：09-03：徒2人

【番人】台子之間番人：歌⑦：14-28（タ）：〔徒目付〕笹森林左衛門・〔徒小頭〕木村半左衛門

【番人】台子之間～料理之間中之間への廊下【番人】：操②：05-11（カ）：徒2人（ただし1人づつ）

【番人】鉄砲廊下【番人】：歌⑦：14-27（ソ）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛

【番人】時計之間番人：歌34：53-27（ウ）：徒2人

【番人】時計之間番人：歌34：53-27（エ）：徒目付1人

【番人】時計之間衝立の外【番人】：歌30：49-18（ス）：中小姓2人・徒目付1人

【番人】時計之間衝立の外番人：歌32：51-26（エ）：中小姓2人・徒目付1人

【番人】時計之間、廊下、衝立の外番人：操21：57-17（ク）：中小姓・徒目付1人

【番人】時計之間、廊下、屏風の外に番人：歌39：60-19（コ）：徒3人・徒目付1人

【番人】時計之間、廊下、屏風の外に【番人】：歌43：64-18（サ）：徒3人・徒目付1人

【番人】時計下廊下、屏風の外に【番人】：歌44：65-01-14（ケ）：徒3人・徒目付1人

【番人】中敷居衝立きわ【番人】：歌⑨：17-25（ク）：柿崎源介・成田武兵衛

【番人】中敷居之間の衝立のきわ【番人】：歌⑨：13-31（コ）：徒1人

【番人】中敷居之間～料理之間上之間への廊下【番人】：操②：05-10（オ）：徒2人（ただし1人づつ）

【番人】広間～書院への口番人：操②：05-08（ウ）：詰番のうちの手廻り1人づつ

【番人】広間【番人】：操②：05-07（イ）：久保田一郎左衛門・岡田里右衛門・黒土形部左衛門・小川定右衛門

※以上の4名、「土井能登守出迎え（下馬登）」ヲ見ヨ。

※小川は「不時の客挨拶人」モ見ヨ。

【番人】広間【番人】：歌30：49-16（サ）：徒小頭1人・徒小頭並2人

【番人】広間【番人】：歌32：51-31（ク）：徒小頭1人・徒小頭並2人

【番人】広間番人：歌34：53-27（オ）：徒2人

【番人】広間【番人】：操21：57-21（シ）：徒小頭1人・徒小頭並4人

【番人】広間【番人】：歌39：60-22（ス）：徒小頭1人・徒小頭並4人

【番人】幕ぎわの番人：操⑥：10-35（4）：〔大納戸役〕山口甚兵衛

※山口は、のち、目付（歌43：64-01）となる。

【番人】幕ぎわの番人：歌⑥：13-33（5）：土門四郎左衛門

【番人】幕ぎわの番人：歌⑦：14-30（7）：斎木市右衛門

※歌⑥、歌⑦の、土門と斎木は【座敷廻り】モ見ヨ。

【番人】役者附所【番人】：歌39：60-20（6）：〔勘定〕算者1人・足輕目付1人

【番人】役者附所【番人】：歌43：64-19（6）：〔勘定〕算者1人・足輕目付1人

【番人】役者附所【番人】：歌44：65-01-15（6）：〔勘定〕算者1人・足輕目付1人

※歌39・43・44の「〔勘定〕算者」は、本文「算者」。「分限帳」役職名により

「〔勘定〕」を補う。

【番人】鏡之間【番人】：操②：05-13（ク）：足輕組頭2人

【番人】鏡之間【番人】：操③：06-16（オ）：江戸足輕小頭2人

【番人】料理之間【番人】：操③：06-15（エ）：徒2人

【番人】料理之間～御座之間への廊下の口、衝立のきし【番人】：歌④：09-03：手廻り2人

【【番人】】料理之間南縁の左右に結める

：歌⑥：13-30（3）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島源兵衛

※両人は、料理之間南縁の左右に結めている舞台の見積り役人（歌⑥：13-30（3））で、番人ではないが、【結める】を立項せずに【番人】の項にまとめた。料理之間の二之間は舞台。

半大夫（江戸）への時服の披露 【披露】ヲ見ヨ

## ひ

【火消役人】（一番手の者）：歌46：67-18（オ）：役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

【火消役人】 「広間に結める火消役人」ヲ見ヨ

【【火消役人】】 「広間【火消役人】」ヲ見ヨ

広間【火消役人】：歌30：49-15（コ）：纏役・水之手役

広間【火消役人】：歌32：51-30（キ）：纏役・水之手役

広間【火消役人】：操21：57-19（コ）：一番手之役・纏役・水之手役

広間【火消役人】：歌39：60-21（サ）：一番手役・纏役・水之手役

広間に結める火消役人（見物事の間、屋敷中を五度程見回る）：操21：57-20（サ）：役人名ナシ

広間に結める火消役人（見物事の間、屋敷中を五度程見回る）：歌39：60-22（ス）：役人名ナシ

火之見矢倉の者：歌46：67-18（オ）：役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

【広敷】中屋敷奥様（御新造様）を広敷に出迎え：歌⑤：28-02：家老衆・用人の全員

【広間】久世出雲守を広間に出迎え：操②：05-01：殿様

※平蔵（若殿）は出るべきところだが、未対面ゆえ、出ない。

広間後の廊下見積り：操⑩：46-19（ケ）：根井新介

広間後の廊下給仕：操⑩：46-19（コ）：徒

広間、白砂まで見積り：歌⑦：14-16（オ）：〔留守居組頭〕山中六左衛門

広間【番人】：操②：05-07（イ）：久保田一郎左衛門・岡田里右衛門・黒土形部左衛門・小川定右衛門

※以上の4名「土井能登守出迎え（下馬疊）」ヲ見ヨ。

※小川は「不時の客挨拶人」モ見ヨ。

広間【番人】：歌30：49-16（サ）：徒小頭1人・徒小頭並2人

広間【番人】：歌32：51-31（ク）：徒小頭1人・徒小頭並2人

広間番人：歌34：53-27（オ）：徒2人

広間【番人】：操21：57-21（シ）：徒小頭1人・徒小頭並4人

広間【番人】：歌39：60-22（ス）：徒小頭1人・徒小頭並4人

広間～書院への口番人：操②：05-08（ウ）：詰番のうちの手廻り1人づつ

【広間縁通り南の隅【番人】】書院杉戸外、広間縁通り、南の隅【番人】

：歌⑥：17-24（キ）：木村伊右衛門・浪辺加兵衛・今介右衛門

【広間取次詰番】 【詰番】・【取次】・【取次（広間取次詰番）】ヲ見ヨ

広間玄関上のまいら戸を二枚はずす：操⑩：10-82：役人名ナシ

【披露】江戸半大夫への時服の披露：操21：57-24：「用人」大湯五左衛門

【披露】荻野沢之丞への褒美を渡し、披露：歌39：60-23：「用人」山川角右衛門  
※「【払い方】褒美【の払い方】」参照。

【屏風】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る：歌21：34-02：役人名ナシ  
※「のれんを掛ける」参照。

【屏風】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組3人

【屏風】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【屏風】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【屏風】時計之間、廊下、屏風の外に番人：歌39：60-19（コ）：徒3人・徒目付1人

【屏風】時計之間、廊下、屏風の外に【番人】：歌43：64-18（サ）：徒3人・徒目付1人

【屏風】時計下廊下、屏風の外に【番人】：歌44：65-01-14（ケ）：徒3人・徒目付1人

【屏風】書院上之間の敷居より1間半置き、屏風簾囲い（見物座敷）：操⑩：10-05：役人名ナシ

【屏風】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋にかこい、板縁に薄緑しき、役者下々、道具を置く【作業の】奉行  
：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人

ふ

ふ

【奉行】御錠口～居間寝間、同庭廻りの掃除奉行：歌⑦：14-11（エ）：鳴海安大夫・奈良岡長次郎

【奉行】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等までの掃除奉行  
：歌⑦：14-15（4）：〔手廻三番組〕齊藤彦右衛門・清野与左衛門

【奉行】書院、同屯之間、庭廻り、掃除奉行：歌⑦：14-09（イ）：津島八郎兵衛・〔勘定奉行〕鎌田壺大夫

【奉行】書院、同屯之間、庭廻り掃除奉行：歌⑦：14-09（イ）：津島八郎兵衛・〔勘定奉行〕鎌田壺大夫

【奉行】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除の掃除等までの奉行：歌⑦：14-13（2）：土門四郎左衛門・斎木市右衛門

【奉行】舞台設営奉行：操⑩：44-04（2）：小林友右衛門

※奉行に任命されたのは2月晦。上演日は3月11日。

※歌46：67-10に、舞台設営の申付けの記事がある。「舞台設営の申付け」の項、参照。

【奉行】惣役者の賄奉行人：歌46：67-12（1）：役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

※ここでは、「賄奉行」にいたるまでの役人を申し付けるべしという記事。

【奉行】役者、料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋に囲い、板縁に薄緑しき、役者下々、道具を置く【作業の】奉行

：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人

※作業は上演当日。

※以下の【奉行】は、上記、歌④：09-03に記載される「奉行」に準ずるものとして立項した。

【奉行】御座之間御次、楽屋になる（する）【作業の、奉行】：操⑩：10-19：役人名ナシ

※作業は上演当日。

- 【奉行】御座之間南の方へ懸足（9尺に2間）をつける【作業の、奉行】：歌21：34-02：役人名ナシ  
 ※懸足をつけるのは当主の申付け。  
 ※作業は上演当日。
- 【奉行】書院二之間よりたまりの間まで一廻に取り払う【作業の、奉行】：操⑤：08-04：役人名ナシ  
 ※[表の客の見物所]を造る。  
 ※作業は上演当日。
- 【奉行】書院の襖と障子を残らず取り払い、道具を置く【作業の、奉行】：歌26：42-08：役人名ナシ  
 ※作業は上演前日。
- 【奉行】長囲炉裏之間を半分に仕切って楽屋とする【作業の、奉行】：操21：57-28：役人名ナシ  
 ※長囲炉裏之間を楽屋にすることは当主の申付け。  
 ※作業は上演当日。
- 【奉行】舞台、畳揚げ、板敷き、紙にて張る【作業の、奉行】：歌30：49-51：役人名ナシ  
 ※作業は上演当日。
- 【奉行】【料理之間】二之間舞台になる（する）【作業の、奉行】：歌⑥：13-03：役人名ナシ  
 ※作業は上演当日。
- 【奉行】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る【作業の、奉行】  
 ：歌21：34-02：役人名ナシ  
 ※作業は上演当日。  
 ※この作業に、のれんを二所に掛ける作業が続けて記載されている。

※参考：以下のような作業もある。

- 【照明用の】八十め懸けのろうそくを、舞台左右の柱に二所、舞台先の下に五所、  
 【見物】座敷縁の柱に1間ずつ間をおいて、柱ごとに掛ける【作業の奉行】：操⑤：08-16：役人名ナシ  
 ※作業は上演当日。
- 【照明用の】燭台を【舞台と見物座敷に】出す：操⑤：08-16：役人名ナシ  
 ※燭台は、照明のろうそくの不足分。  
 ※作業は上演当日。

不時の客挨拶人：操⑥：10-26（オ）：小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛  
 不時の客挨拶人：歌⑥：13-24（オ）：小川貞右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛  
 不時の客挨拶人：歌⑥：17-22（オ）：小川定右衛門  
 ※「広間取次結番」・「広間〔番人〕」・【番人】も見ヨ

【襖】書院の襖と障子を残らず取り払い道具を置く：歌26：42-08：役人名ナシ  
 ※作業は、前日行われる。

【襖際】書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌39：60-16（キ）：中小姓2人  
 【襖際】書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌43：64-15（ク）：中小姓2人  
 【襖際】書院二之間西の襖際に〔番人〕：歌44：65-01-11（カ）：中小姓2人

【舞台】【料理之間】二之間舞台になる（する）：歌⑥：13-03：役人名ナシ  
 ※料理之間上之間は【見物所】。

【舞台】舞台、畳揚げ、板敷き、紙にて張る：歌30：49-51：役人名ナシ

【舞台の照明】【照明用の】八十め懸けのろうそくを、舞台左右の柱に二所、舞台先の下に五所、  
 【見物】座敷縁の柱に1間ずつ間をおいて、柱ごとに掛ける  
 ：操⑤：08-16：役人名ナシ

【舞台の照明】【照明用の】燭台を【舞台と見物座敷に】出す：操⑤：08-16：役人名ナシ  
 ※燭台は、照明のろうそくの不足分。

【舞台の図】操舞台の図・座敷図を持つ：操⑩：46-02：〔表右筆〕生田源之丞  
 ※【図】ヲ参照。

【舞台の見分】役者（狂言大夫）見分の際には舞台楽屋まで見せ、無滞にとの申付け

: 歌46: 67-11: 申し付けられた役人名ナシ (※諸事役付、別帳アリ)

※歌㊦: 32-08に荒木武兵衛の座敷の見分の記事、それについての当主の仰せの記事がある。【見分】ヲ見ヨ。

舞台入札代払い方: 操㊦: 46-29: 松本徳右衛門

舞台股営奉行: 操㊦: 44-04 [2]: 小林友右衛門

※奉行に任命されたのは2月晦(上演日は3月11日)。

舞台股営の申付け: 歌46: 67-10: 申し付けられた役人名ナシ (※諸事役付、別帳アリ)

※4日の晩に、5日朝より取り掛かるように、との申付け(上演は6日)。

舞台見積り: 歌㊦: 13-30 (3): 安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛

※兩人はまた、料理之間南縁左右に結める(料理之間二之間は舞台)。

【舞台見積り】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで【見積り】: 歌㊦: 14-12 (1): 間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門

※料理之間上之間は見物所(歌㊦: 14-03)。

【舞台の掃除奉行】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除の掃除奉行: 歌㊦: 14-13 (2): 土門四郎左衛門・斎木市右衛門

舞台、楽屋、見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り: 操㊦: 10-21 (1): 北村藤九郎・間宮勘右衛門

舞台、楽屋、見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り: 歌㊦: 13-19 (1): (家老) 田村藤大夫・間宮勘右衛門

触れ(見物事・狂言師の儀の法度)の書付の写しを持参する: 歌36: 55-07: 町年寄り 奈良屋市右衛門

※「町年寄り」は「人物一覽」より。

【触れる】その他の家臣に見物仰付けを触れる: 歌42: 63-07: 目付方

※目付方より触れるべく、「目付」飯田半兵衛に申し渡される。

※「その他」ではない家臣は、【伝達】の「歌42: 63-07」ヲ見ヨ。

【文書で伝達】(書き付ける)家臣が見物御礼を書き付けたものを伝達: 歌34: 53-28: 「近習」[佐々木]形部左衛門より当主へ

【文書で伝達】(切紙)家臣に見物仰付けを切紙で伝達: 操㊦: 45-23: 家老より寄合以上へ、用人より寄合以下へ

【文書で伝達】(切紙奉書)切紙奉書で火事命令を伝達

: 〈火事〉: 16- [01]: (老中)稲葉美濃守・(老中)大久保加賀守より津輕家当主へ

※持参したのは、天野佐左衛門組の徒 森喜六郎・同 遠藤七兵衛。

【文書で伝達】(手紙)客(粕谷庄兵衛同庄蔵・森平七郎同甚五郎)に見物仰付けを文書(手紙)で伝達

: 操㊦: 45-24: [用人]堀伝左衛門・「用人」山川角右衛門

【文書で伝達】(手紙)津輕左京の家来(太田・鳴海・長沢・北角)に見物仰付けを文書(手紙)で伝達

: 操㊦: 10-16: 〈家老〉[渡辺]次大夫

【文書で伝達】(手紙)家臣に見物仰せ付けを文書(手紙)で伝達: 歌32: 51-18: 用人[山川・須藤・松野カ]より中小姓以上へ

【文書で伝達】(手紙)家臣に見物仰せ付けを文書(手紙)で伝達: 歌34: 53-10: 「小姓組頭」藤岡三左衛門

※伝達は上演日の前日。

【文書で伝達】(手紙)見物仰せ付けを文書(手紙)で伝達: 歌34: 53-10: 「小姓組頭」藤岡三左衛門より、山鹿ら他、儒者・医者・芸者らへ

※伝達は上演日の前日。

【文書で伝達】（手紙）家臣に見物仰せ付けを文書（手紙）で伝達

：歌42：63-07：「用人」【須藤】五郎大夫より、「用人」一町田権之進以下、徒頭 浅田孫之進までへ

【文書で伝達】（手紙）見物仰せ付けを文書（手紙）で伝達

：歌42：63-07：【「用人」【須藤】五郎大夫】より、すべての医者【亀田・矢部・上原】と豊田検校

※以上の【文書で伝達】は、【伝達】ヲ見ヨ。

【文書（手紙）を以て報酬を払う】文書（手紙）を以て報酬を払う：操⑩：25-03：〔近習用人〕川越清左衛門

※【払い方】参照。

【文書（手紙）を添えて報酬を払う】文書（手紙）を添えて報酬を払う：操⑩：27-07：「用人」（〔近習用人〕）須藤五郎大夫

【文書（手紙）を添えて報酬を払う】文書（手紙）を添えて報酬を払う：歌29：48-21：「目付」大久保五郎兵衛

※歌29の、払いを申し渡されたのは〔寄合〕財津久右衛門。

【文書（手紙）を添えて報酬を払う】文書（手紙）を添えて報酬を払う：歌30：49-55：「目付」大久保五郎兵衛

※歌30の払いは、同月13日になされる（歌30：49-55）。

【文書（手紙）を添えて報酬を払う】文書（手紙）を添えて報酬を払う：歌39：60-28：「目付」大久保五郎兵衛

※以上の【文書（手紙）を添えて報酬を払う】は、【払い方】参照。

へ

ほ

報酬の払い方 【払い方】ヲ見ヨ

【奉書】切紙奉書で火事命令を伝達：〈火事〉：16- [01]：（老中）稲葉美濃守・（老中）大久保加賀守より津軽家当主へ

※持参したのは、天野佐左衛門組の徒 森喜六郎・同 遠藤七兵衛。

※「【文書で伝達】（切紙奉書）」モ参照。

【奉書】小奉書豎目録（褒美）をしたためる 下記「褒美の目録（小奉書豎目録）をしたためる：歌39：60-23」ヲ見ヨ

褒美の目録（小奉書豎目録）をしたためる：歌39：60-23：右筆

※この時の役者は、沢之丞・所三郎・長左衛門ら。【払い方】ヲ参照。

本阿弥光通の見物の先約の伝達：操⑩：56-12：「小姓組頭」藤岡三左衛門へ

※本阿弥からの連絡は前日。

※しかし、本阿弥は、当日出席している（操21：57-01）。

※【伝達】参照。

ま

【まいら戸】広間玄關上のまいら戸を二枚はずす：操⑩：10-82：役人名ナシ

【賄所】 「役者賄所【番人】」ヲ見ヨ

【賄奉行人】惣役者の賄奉行人：歌46：67-12（1）：役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

※ここでは、「賄奉行」にいたるまでの役人を申し付けるべしという記事。

【賄い料払い方】賄い料、道具運賃払い方：操⑩：46-28：「目付」大久保五郎兵衛

【賄い料払い方】道具、賄い料払い方：歌43：64-30：「目付」大久保五郎兵衛

【賄い料払い方】 道具、賄い料払い方：歌44：65-10：「目付」大久保五郎兵衛

※【払い方】ヲ参照。

幕上げ：操⑥：10-36（5）：坊主珍齋・坊主（〔対面所坊主〕）〔乳井〕尊沢  
※「乳井」は分限帳で補ったが、同帳の表記は「乳井尊宅」。

幕上げ：歌⑥：13-34（6）：坊主伊徳・坊主（〔表坊主小頭〕）〔成田〕古鉄

幕上げ：歌⑦：14-32（9）：坊主伊徳・坊主（〔表坊主小頭〕）〔成田〕古鉄

幕上げ：歌⑨：17-29（6）：坊主伊徳・坊主（〔表坊主小頭〕）〔成田〕古鉄

※歌⑥⑦⑨の「成田」は分限帳で補う。

幕上げ：歌32：51-28（5）：御用所坊主（名前ナシ）1人

幕上げ両所に：歌39：60-13（4）：坊主（名前ナシ）2人

幕上げ両所：歌43：64-11（4）：坊主（名前ナシ）2人

幕上げ両所：歌44：65-01-07（4）：坊主（名前ナシ）2人

幕ぎわの番人：操⑥：10-35（4）：〔大納戸役〕山口甚兵衛

幕ぎわの番人：歌⑥：13-33（5）：土門四郎左衛門

幕ぎわの番人：歌⑦：14-30（7）：斎木市右衛門

※歌⑥の土門・歌⑦の斎木は、【囲い】モ見ヨ。

政右衛門（琴屋）の番付献上を取継ぎ：歌25：41-03：「目付」大久保五郎兵衛

※大久保は、歌⑩：31-05で、政右衛門らの報酬の払い方役人。

※琴屋と大久保の関係などについては【取継ぎ】ヲ見ヨ。

万能丸一円の帷子御礼を伝達：歌⑧：15-03：小川定右衛門

※小川は、上演当日「楽屋諸色【見横り】」（歌⑦：14-25）。

※【伝達】ヲ参照。

## み

【見送り】久世出雲守見送り（玄関）：操②：05-04：殿様・平蔵（若殿）

【見送り】久世出雲守奥様見送り：操⑥：10-11：岩崎藤右衛門

【見送り】久世出雲守奥様見送り：歌⑥：13-12：〔用人〕堀伝左衛門

【見送り】酒井右京亮奥様見送り：歌⑨：17-31：〔諸手足軽頭〕笠原八郎兵衛

【見送り】清徳院・津軽左京奥様見送り：操⑥：10-38：〔江戸足軽頭〕今井奎左衛門

※清徳院・津軽左京奥様は、姑・嫁。

【見送り】津軽左京奥様見送り：歌⑥：13-13：渡部嘉兵衛

【見送り】長寿院見送り：歌⑩：30-17：芦沢貞右衛門

【見送り】泉光院見送り：操⑤：08-18：桜庭半兵衛

【見送り】土井能登守奥様見送り：歌⑥：13-11：〔江戸足軽頭〕今井奎左衛門（ただし、不入）

【見送り】清昌院見送り：歌⑩：30-16：〔勘定奉行〕松浦次左衛門

【見送り】土井能登守見送り（下馬登）：操②：05-04：〔手廻組頭〕〔津軽〕外記・〔家老〕〔杉山〕八兵衛・

〔家老〕〔渡辺〕次太夫・内記・〔北村〕藤九郎・久保田一郎左衛門・  
岡田里右衛門・黒土形部左衛門・小川定右衛門・

〔近習小姓・小姓組〕唐牛八郎左衛門・〔城付足軽頭〕井尻吉大夫

※能登守出迎え（操②：05-01）の時と同じメンバー。「土井能登守出迎え  
（下馬登）」ヲ参照。

【見送り】土井能登守見送り（玄関）：操②：05-04：殿様・平蔵（若殿）

【見送り】中屋敷奥様（御新造様）見送り：歌⑩：30-18：〔江戸足軽頭〕今井奎左衛門

【簾かかり】書院上之座敷一間、簾かかり囲い（【奥の客の見物座敷】）：操⑤：08-04：役人名ナシ  
簾かかり、例の如く、する（【奥の客の見物所】）：歌④：09-01：役人名ナシ

簾囲い：歌⑨：17-18（2）：小田桐猪兵衛

簾囲い役人：歌39：60-10（2）：「小姓組頭」岩田半次郎・「中小姓頭」富永十蔵

簾囲い役人：歌43：64-08（2）：「小姓組頭」岩田半次郎・「中小姓頭」富永十蔵

簾囲い：歌44：65-01-05（2）：「中小姓頭」富永十蔵

※富永は【番人】モ見ヨ

【簾囲い】書院上之座敷一間、簾かかり囲い（【奥の客の見物座敷】）：操⑤：08-04：役人名ナシ

【簾囲い】書院上之間の敷居より1間半置き、屏風簾囲い（見物座敷）：操⑥：10-05：役人名ナシ

【簾囲い】御座之間簾囲い：歌⑨：17-17（1）：樋口右衛門

簾囲い、并座敷囲い、役者方共に：歌32：51-19（1）：「用人」松野茂右衛門

簾囲い并座敷囲い、役者方共：操21：57-10（1）：用人 山川角右衛門

簾囲い并座敷方、役者方共：歌39：60-05（1）：「用人」山川角右衛門

簾囲い座敷方并役者方共に：歌43：64-03（1）：「用人」山川角右衛門

※以上、「役者方…」・【役者方】モ参照。

【見積り】須田町くずれ橋の見積り：操⑥：10-50：徒1人

※北条安房守邸前におく。「久世大和守下城～津軽家上屋敷道筋の見張り」参照。

【見積り】惣見積り：操21：57-14（キ）：目付【飯田・大久保・佐藤軍大夫・稲葉伊介・竹内甚左衛門・山内】

※目付の名前は、操21：57-1による。

【見積り】操り詰事見積り、役者方楽屋共に：操⑥：44-03〔1〕：「目付」大久保五郎兵衛

【見積り】役者方その外勝手向き【見積り】：歌27：43-16（1）：「用人」山川角右衛門

※下記「【見積り】（役者方）」ヲ見ヨ。

【見積り】使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り：歌⑦：14-14（3）：小川定右衛門

【見積り】料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、【見積り】：歌⑦：14-12（1）：間宮勘右衛門・【勘定奉行】小倉作左衛門

※歌⑦の見物所は、料理之間上之間（歌⑦：14-03）。

【見積り】（しまり）御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで、見積り

：歌⑦：14-10（ウ）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

※参考：下記【【見積り】】操⑥・歌⑧・歌⑨は、「見積り」と表記されていないが、上記歌⑦のメンバーの類似するもの

【【見積り】】（しまり）御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻までに

：操⑥：10-22（ア）：小倉主税・〔用人〕木村壺之助

【【見積り】】（しまり）御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻までに

：歌⑧：13-20（ア）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

【【見積り】】（しまり）御錠口～居間寝間、同庭廻り、所々のしまり、辰の下刻まで

：歌⑨：17-16（ア）：一町田半六・樋口右衛門

【見積り】（しまり）舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り

：操⑥：10-21（1）：北村藤九郎・間宮勘右衛門

【見積り】（しまり）舞台楽屋見物所内外、庭廻り、所々しまりしまりまで、見積り

：歌⑧：13-19（1）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【見積り】（しまり）書院、同屯之間、庭廻り、しまりしまり、掃除等まで、見積り

：歌⑦：14-08（ア）：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門

【見積り】（御錠口） 上記「【見積り】（しまり）：歌⑦：14-10（ウ）」ヲ見ヨ

【見積り】（居間寝間） 上記「【見積り】（しまり）：歌⑦：14-10（ウ）」ヲ見ヨ

【見積り】（楽屋）楽屋方諸色【見積り】：操⑥：10-33（2）：小川定右衛門

【見積り】（楽屋）楽屋方諸色【見積り】：歌⑧：13-29（2）：小川定右衛門

【見積り】（楽屋）楽屋諸色【見積り】：歌⑦：14-25（5）：小川定右衛門

- 【見積り】(楽屋)楽屋方諸色見積り：歌㊟：17-26(3)：〔用人〕戸沢弥五兵衛
- 【見積り】(楽屋)操り諸事見積り、役者方楽屋共に：操㊟：44-03[1]：「目付」大久保五郎兵衛
- 【見積り】(囲い)料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、【見積り】  
：歌㊟：14-12(1)：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門
- 【見積り】(囲い)使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り  
：歌㊟：14-14(3)：小川定右衛門
- ※以上の「【見積り】(囲い)」は【囲い】モ見ヨ。
- 【見積り】(勝手)役者方その外勝手向き、【見積り】：歌㊟：43-16(1)：「用人」山川角右衛門  
※下記「【見積り】(役者方)」モ見ヨ。
- 【見積り】(勝手料理) 下記「【見積り】(勝手料理)」ヲ見ヨ
- 【見積り】(勝手料理給仕) 下記「【見積り】(給仕)」ヲ見ヨ
- 【見積り】(九間之廊下)九間之廊下に【見積り】：操㊟：57-08(エ)：小姓組頭 石田丈右衛門
- 【見積り】(見物所)見物所見積り：操㊟：05-06(ア)：〈家老〉杉山八兵衛  
※上記「【見積り】(しまり)」の「操㊟：10-21(1)」・「歌㊟：13-19(1)」参照。
- 【見積り】(御座之間)御座之間見積り：操㊟：05-06(ア)：〔手廻組頭〕〔浄経〕外記
- 【見積り】(御膳所)御膳所【見積り】：歌㊟：49-03(イ)：近習 佐藤源太左衛門
- 【見積り】(御膳所)御膳所に(料理菓子共に)【見積り】：操㊟：57-09(オ)：用人 大湯五左衛門
- 【見積り】(御膳所)御膳所【見積り】：歌㊟：60-08(ウ)：「小姓組頭」岩田半次郎
- 【見積り】(御膳所)御膳所【見積り】：歌㊟：64-06(ウ)：「小姓組頭」岩田半次郎
- 【見積り】(御用所)御用所見積り：操㊟：46-16(ア)：目付
- 【見積り】(座敷)座敷よろず見積り：歌㊟：43-14(ア)：〔勘定奉行〕小倉作左衛門・「近習」山鹿八郎左衛門
- 【見積り】(座敷)座敷見積り：歌㊟：49-02(ア)：〔用人〕木村奎之助
- 【見積り】(使者之間)使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り：歌㊟：14-14(3)：小川定右衛門
- 【見積り】(書院)書院見積り：操㊟：05-06(ア)：〈家老〉渡部次大夫
- 【見積り】(書院)書院見積り：操㊟：46-17(エ)：伊藤彦右衛門・「小姓組頭」大石郷右衛門
- 【見積り】(書院、同屯之間)書院、同屯之間、庭廻り、しまりしまり、掃除等まで、見積り  
：歌㊟：14-08(ア)：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門
- 【見積り】(白砂)広間、白砂まで見積り：歌㊟：14-16(オ)：〔留守居組頭〕山中六左衛門
- 【見積り】(角長屋)角長屋見積り：操㊟：46-18(キ)：赤坂安右衛門
- 【見積り】(掃除)使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り  
：歌㊟：14-14(3)：小川定右衛門
- 【見積り】(掃除)料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、【見積り】  
：歌㊟：14-12(1)：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門
- 【見積り】(掃除)書院、同屯之間、庭廻り、しまりしまり、掃除等まで、見積り  
：歌㊟：14-08(ア)：〔家老〕田村藤大夫・間宮勘右衛門
- ※「【見積り】(掃除)」は、【掃除】・【掃除奉行】モ見ヨ。
- 【見積り】(台子之間)使者之間上之間、中敷居之間、台子之間、掃除、囲い等まで、見積り：歌㊟：14-14(3)：小川定右衛門
- 【見積り】(灯火)灯火見積り：操㊟：10-31(コ)：小倉主税
- 【見積り】(灯火)灯火見積り：歌㊟：13-25(カ)：〔勘定奉行〕小倉作左衛門
- 【見積り】(灯火)灯火見積り：歌㊟：14-24(ス)：〔勘定奉行〕小倉作左衛門
- 【見積り】(灯火)灯火見積り：歌㊟：17-23(カ)：〔小小姓頭〕小鹿三左衛門

- 【見積り】（中敷居之間） 上記「【見積り】（台子之間）：歌⑦：14-14（3）」ヲ見ヨ
- 【見積り】（庭廻り） 上記「【見積り】（しまり）御錠口～居間寝間、同庭廻り…見積り」ヲ見ヨ  
 【見積り】（庭廻り） 上記「【見積り】（しまり）舞台楽屋見物所内外、庭廻り…見積り」ヲ見ヨ  
 【見積り】（庭廻り） 上記「【見積り】（しまり）書院、同屯之間、庭廻り…見積り」ヲ見ヨ
- 【見積り】（広間）広間、白砂まで見積り：歌⑦：14-16（オ）：〔留守居組頭〕山中六左衛門  
 【見積り】（広間）広間後の廊下見積り：操⑥：46-19（ケ）：根井新介
- 【見積り】（舞台）舞台見積り：歌⑥：13-30（3）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀨兵衛  
 ※兩人はまた、料理之間南縁左右に結める。料理之間の二之間は舞台。  
 ※「【見積り】（舞台）」は、上記「【見積り】（しまり）舞台楽屋見物所内外…見積り」参照。
- 【見積り】（舞台）料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、【見積り】 下記「【見積り】（料理之間）料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、【見積り】ヲ見ヨ
- 【見積り】（料理之間）料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで、【見積り】  
 : 歌⑦：14-12（1）：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門  
 ※料理之間の上之間は見物所（歌⑦：14-03）。
- ※「【見積り】（しまり）舞台楽屋見物所内外…見積り」参照。
- 【見積り】（料理之間）料理之間見積り：歌30：49-10（ク）：勘定奉行 笹森次左衛門・手廻り 佐藤軍大夫  
 ※料理之間で家臣が食事。  
 ※佐藤は、のち、目付（操21：57-01）。
- 【見積り】（役者方）役者方その外勝手向き【見積り】  
 : 歌27：43-16（1）：「用人」山川角右衛門  
 ※この「見積り」は「勝手向き」の見積り以外に、「役者方」の見積りでもあるのか、見積りはしない「役者方」のみであるのか、判明しない。
- 【見積り】（役者方）役者方【見積り】：歌44：65-01-01（1）：「用人」須藤五郎大夫  
 ※歌44は、「役者方」が、この「65-01-01（1）」と、「65-01-06（3）」の二つある。  
 後者は役者の世話などをする「役者方」そのもので、この項の「役者方」は「役者方【見積り】」カ。
- ※「【見積り】（役者方）」は、【役者方】・「役者方…」の項目モ参照。
- 【見積り】（役者への料理）役者への料理【見積り】：操②：05-17（2）：糺沢徳左衛門  
 【見積り】（役者への料理）【役者】料理取付見積り役人：歌34：53-25（1）：野上小七郎
- 【見積り】（料理并菓子）料理并菓子見積り：歌32：51-20（ア）：「用人」山川角右衛門・滝川藤九郎  
 【見積り】（菓子夜食）【菓子三度、夜食】惣見積り  
 : 操21：57-14（キ）：目付【飯田・大久保・佐藤軍大夫・稲葉伊介・竹内甚左衛門・山内】  
 ※目付の名前は、操21：57-01による。  
 ※「惣見積り」・「【惣見積り】」ヲ参照。
- 【見積り】（奥料理）奥料理見積り：操③：06-03（ア）：〈家老〉【杉山】八兵衛・〈家老〉【渡辺】次大夫  
 【見積り】（奥料理）奥方料理諸色【見積り】：操⑥：10-23（イ）：〔家老〕田村藤大夫  
 【見積り】（奥料理）奥方料理諸色【見積り】：歌⑥：13-21（イ）：〔家老〕田村藤大夫  
 【見積り】（奥料理）奥料理方諸色【見積り】：歌⑦：14-20（ケ）：間宮勘右衛門  
 【見積り】（奥料理）奥方料理諸色見積り：歌⑥：17-19（イ）：〔用人〕堀伝左衛門  
 【見積り】（奥料理）奥様料理見積り：歌27：43-15（イ）：〔用人〕堀伝左衛門  
 【見積り】（奥料理）奥にて料理見積り：歌30：49-06（オ）：用人 松野茂右衛門・近習（大目付）佐々木刑部左衛門  
 【見積り】（奥料理）奥様にて料理見積り：歌32：51-21（イ）：「用人」山川角右衛門・滝川藤九郎
- 【見積り】（大奥料理）大奥様にての料理見積り、菓子三度：操21：57-11（カ）：用人 須藤五郎大夫  
 【見積り】（大奥料理）大奥様料理方見積り：歌39：60-07（イ）：「用人」松野茂右衛門  
 【見積り】（大奥料理）大奥様料理見積り：歌44：65-01-03（イ）：「用人」山川角右衛門

【見張り】（奥御次料理）【奥】御次【料理】見張り：歌32：51-22（ウ）：「間役」長尾小次郎・「間役」勝本藤左衛門  
※「間役」は、下記「【見張り】（勝手料理）：歌30：49-07（カ）」参照。  
※勝本藤左衛門は、下記「【見張り】（書院料理）：歌32：51-04」参照。

【見張り】（表料理）表料理見張り：操③：06-04（イ）：〔家老〕田村藤大夫  
【見張り】（表料理）表料理方詰色【見張り】：歌⑦：14-17（カ）：〔家老〕田村藤大夫  
【見張り】（表料理）表方料理詰色見張り：歌⑩：17-20（ウ）：間宮勘右衛門・〔用人〕木村奎之助  
【見張り】（表料理）表方料理見張り：歌39：60-06（ア）：「用人」須藤五郎大夫  
【見張り】（表料理）表料理見張り：歌43：64-04（ア）：「用人」須藤五郎大夫  
【見張り】（表料理）表料理見張り：歌44：65-01-02（ア）：「用人」松野茂右衛門

【見張り】（表料理座敷の分）表料理、座敷の分【見張り】：操⑥：10-24（ウ）：間宮勘右衛門  
【見張り】（表料理座敷の分）表料理、座敷の分【見張り】：歌⑩：13-22（ウ）：間宮勘右衛門

【見張り】（勝手料理）勝手への料理【見張り】：操②：05-06（ア）：高部半左衛門  
【見張り】（勝手料理）勝手向料理【見張り】：操⑥：10-27（カ）：野上彦右衛門  
【見張り】（勝手料理）勝手向料理見張り：歌⑩：13-26（キ）：小田桐伊兵衛  
【見張り】（勝手料理）勝手料理見張り：歌⑦：14-21（コ）：〔用人〕戸沢弥五兵衛  
【見張り】（勝手料理）勝手料理見張り：歌30：49-07（カ）：間役

※操21：57-01では、間役は、長尾小次郎・勝本藤左衛門。上記「【見張り】（奥御次料理）」参照。

【見張り】（座敷料理）座敷料理【見張り】：操②：05-06（ア）：〔家老〕田村藤大夫

【見張り】（休息之間料理）【休息之間料理】見張り：操21：57-05（ア）：小姓頭 大石郷右衛門  
※大石は、操21：57-01では小姓組頭。

【見張り】（九間之廊下料理）九間之廊下に【料理】【見張り】：操21：57-08（エ）：小姓組頭 石田丈右衛門

【見張り】（御膳所【料理】）御膳所に、料理菓子共に【見張り】：操21：57-09（オ）：用人 大湯五左衛門

【見張り】（座敷料理）座敷料理【見張り】：操②：05-06（ア）：〔家老〕田村藤大夫

【見張り】（書院料理）書院【料理】見張り：操21：57-06（イ）：用人 松野茂右衛門

【見張り】（書院料理）書院【料理】見張り：歌32：51-04：「間役」勝本藤左衛門

※歌32の「【見張り】（書院料理）」は「書院料理」見張り」ヲ見ヨ。  
※勝本藤左衛門は、上記「【見張り】（奥御次料理）」参照。

【見張り】（給仕）【表料理】給仕見張り：歌⑦：14-18（キ）：〔用人〕木村奎之助・一町田半六

【見張り】（給仕）【勝手料理】給仕見張り：歌⑦：14-22（サ）：〔中小姓頭〕高屋楯兵衛

【見張り】（給仕）書院【料理】給仕方見張り：操21：57-07（ウ）：小姓組頭 藤岡三左衛門

【見張り】（給仕方）給仕方【見張り】：歌30：49-04（ウ）：近習 山鹿八郎左衛門

【見張り】（給仕方）給仕方【見張り】：歌39：60-09（エ）：「小姓組頭」藤岡三左衛門

【見張り】（給仕方）給仕方【見張り】：歌43：64-07（エ）：「小姓組頭」藤岡三左衛門

【見張り】（給仕方）給仕方【見張り】：歌44：65-01-04（ウ）：「小姓組頭」岩田半次郎

【見張り】久世大和守下城～津輕家上屋敷道筋の見張り

：操⑥：10-46～50：徒、各1人

※【江戸城】西下馬／神田橋／松平加賀守邸裏門／上野黒門／北条安房守邸前に置く。

※「北条安房守邸前」は「須田町くずれ橋」を見張るため。

※「注進…」参照。

南の惣長屋前の松沢次左衛門〔長屋〕前（久世大和守の屋敷内張番）：操㊟：10-61：〔馬廻頭〕添田儀左衛門

【南】御座之間南の廊下、杉戸の外番人：操㊟：05-09（エ）：〔諸手足軽頭〕旦野序右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

【南】御座之間南の方へ懸足：歌21：34-02：役人名ナシ

【南】坂の脇の南の入（久世大和守の屋敷内張番）：操㊟：10-56：足軽2人

【南】書院杉戸外、広間縁通り、南の隅〔番人〕：歌㊟：17-24（キ）：木村伊右衛門・渡辺加兵衛・今介右衛門

【南】料理之間南縁の左右に詰める：歌㊟：13-30（3）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛

【南】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る：歌21：34-02：役人名ナシ

※「のれんを掛ける」参照。

む

め

も

【申付け】上演を操りに変更、操りの【予約】を申付け：操㊟：55-07：目付 大久保五郎兵衛に

※見物事・狂言師の儀の法度が出た（歌36：55-07）ため。

※当主が大久保に申し付けたのは3日。操りの上演は11日。

【申付け】雑煮吸物を申付け：歌㊟：33-17：膳番（名前ナシ）に

※例年は、参籠の節には雑煮吸物は無いが、今年は思召がある。

【申付け】客の料理膳立てを申付け：操㊟：56-09：膳番 佐々木四郎兵衛に

※食事所は書院ゆえ、膳立ては〔書院〕中之座敷ですること。

【申付け】菓子（三度）を申付け：歌38：59-04：「台所頭」木村久兵衛に

※申付けは上演前日。

【申付け】菓子（夕食前二度、夕食後三度）の申付け：歌39：60-03：膳方がこの委細を記す

※膳方が記したのは上演前日の申付け（歌38）カ。

※操㊟：56-09に、膳番 佐々木四郎兵衛がいる。

【申付け】菓子（四度）の申付け：歌43：64-26：膳方がこの委細を記す

※操㊟：56-09に、膳番 佐々木四郎兵衛がいる。

【申付け】役者〔昼食〕等を申付け：歌38：59-05：「台所頭」木村久兵衛に

【申付け】惣役者の膳奉行人にいたるまでを申付ける：歌46：67-12（1）：申し付けられた役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

【申付け】中屋敷奥様（御新造様）の注進を置くことの申付け：歌26：42-11：目付 乳井作右衛門に

※注進役の家臣名ナシ。

【申付け】御座之間南の方へ懸足（9尺に2間）をつける申付け：歌21：34-02：申し付けられた役人名ナシ

※当主の申付け。

【申付け】のれん（1間半のさらさ木綿を二所に掛ける）2つを申付け：歌21：34-02：申し付けられた役人名ナシ

※用が済み次第、大納戸に預けておく。

【申付け】長囲炉裏之間を半分仕切って楽屋とする申付け：操21：57-28：申し付けられた役人名ナシ

※長囲炉裏之間を楽屋にすることは当主の申付け。

【申付け】舞台設営の申付け：歌46：67-10：申し付けられた役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

【申付け】荒木武兵衛の見分は、勝手次第に見せよとの申付け

：歌㊟：32-08：〔用人もしくは小姓組頭〕を経て、「近習医者」（〔奥医〕）上原春良へ

※申し付けたのは当主。

【申付け】役者（狂言大夫）見分の際には舞台楽屋まで見せ、無滞にとの申付け

：歌46：67-11：申し付けた役人、申し付けられた役人名、ともにナシ

※申付け自体は当主によるカ。上記歌㊟、参照。

※諸事役付、別帳アリ。

【目録】寝美の目録（小奉書目録）をしたためる：歌39：60-23：右筆

※この時の役者は、沢之丞・所三郎・長左衛門ら。

森平七郎、同基五郎に見物仰付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

## や

【屋形】久世大和守の屋敷内張番のうち御隠居様屋形への横道：操㊦：10-54：足軽【1人】

【屋形】久世大和守の屋敷内張番のうち御隠居様【屋形】玄関西の方：操㊦：10-55：足軽【1人】

屋敷外の仕事のある家臣：歌30：49-38：家臣名ナシ

屋敷外から来た津軽与一付きの家臣：歌46：67-19

※家臣名は「津軽与一付き：歌46：67-20」ヲ見ヨ。

※「他屋敷の家臣：歌21：34-08」モ見ヨ。

役者方その外勝手向き【見積り】：歌27：43-16（1）：「用人」山川角右衛門

※「【見積り】（役者方）」参照。

役者方【見積り】：歌44：65-01-01（1）：「用人」須藤五郎大夫

※下記「役者方：歌44：65-01-01（1）」・「役者方：歌44：65-01-06（3）」参照。

【役者方】簾囲い、井座敷囲い、役者方：歌32：51-19（1）：「用人」松野茂右衛門

【役者方】簾囲い井座敷囲い、役者方共：操21：57-10（1）：用人 山川角右衛門

【役者方】簾囲い井座敷方、役者方共：歌39：60-05（1）：「用人」山川角右衛門

【役者方】簾囲い座敷方并役者方共に：歌43：64-03（1）：「用人」山川角右衛門

【役者方】座敷囲い役者方御用：歌30：49-09（1）：用人 山川角右衛門

【役者方】操り諸事見積り、役者方楽屋共に：操㊦：44-03【1】：「目付」大久保五郎兵衛

役者方：操21：57-15（2）：目付（〔手道具頭〕）大久保五郎兵衛・手道具預り 矢川佐介・徒目付2人

役者方：歌39：60-12（3）：「目付」大久保五郎兵衛・「手道具預り」矢川佐介・徒目付1人

役者方：歌43：64-10（3）：「目付」大久保五郎兵衛・徒目付1人

役者方：歌44：65-01-01（1）：「用人」須藤五郎大夫

※歌44は「役者方」がこの（1）と、下記（3）の、二つあるので、これは「役者方【見積り】」カ。

役者方：歌44：65-01-06（3）：「目付」大久保五郎兵衛・徒目付1人

役者方諸事司取り：歌30：49-11（2）：目付 大久保五郎兵衛・徒目付（〔徒目付〕）安田宇右衛門

役者方諸事司取り：歌32：51-23（2）：「目付」大久保五郎兵衛・徒目付（〔徒四番組〕）桜庭伝助

役者方よろず用事承り：歌27：43-17（2）：「目付」大久保五郎兵衛

役者方役人：歌34：53-26（2）：徒目付 桜庭伝助・齊藤吉右衛門・「買物役」安藤善六・足軽目付1人

※上記「役者方諸事司取り」・下記「役者方用聞き」ヲ参照。

役者方用聞き：歌30：49-12（3）：平川嘉右衛門と古田七郎兵衛（この二人のうち1名あて）・買物役 広瀬太左衛門・大工1人

役者方諸事用聞き：歌32：51-24（3）：「買物役」安藤善六・齊藤吉右衛門・出石藤兵衛

役者方用聞き：操21：57-16（3）：買物役人 広瀬太左衛門・買物役人 安藤善六・足軽目付1人

役者方用聞き：歌39：60-14（5）：「買物役人」広瀬太左衛門・「買物役人」安藤善六・足軽目付1人

役者方用聞き：歌43：64-12（5）：「買物役人」安藤善六・足軽目付1人

役者方用聞き：歌44：65-01-08（5）：「買物役人」安藤善六・足軽目付1人

※以上の役者方用聞き等、下記「役者方馳走人」参照。

役者（基盤人形遣い八郎右衛門・次郎左衛門）の申し分伝達：操21：57-25：「用人」【山川】角右衛門・「用人」【大湯】五左衛門

役者（窓役者）の賄奉行：歌46：67-12（1）：役人名ナシ（※諸事役付、別帳アリ）

※ここでは、「賄奉行」にいたるまでの役人を申し付けるべしという記事。

役者への料理【見積り】：操②：05-17（2）：糺沢徳左衛門

【役者】料理取付見積り役人：歌34：53-25（1）：野上小七郎

役者料理方：操③：06-13（1）：小野庄五郎・三塚二郎兵衛

役者への馳走：歌③：04-06：徒組頭 三上羽右衛門・木口仁兵衛

役者馳走人：操②：05-16（1）：「徒組頭」三上羽右衛門・木口仁兵衛

役者馳走人：操③：06-13（1）：「徒組頭」三上羽右衛門・木口仁兵衛

役者の馳走人：操⑥：10-34（3）：中西清右衛門

※役者の出した献立を、小肴屋次右衛門に渡す（操⑥：10-14）。

役者の馳走人：歌⑥：13-32（4）：中西清右衛門

※役者の仕出し賄いは、小肴屋次左衛門が請け負う（歌⑥：13-18）。

役者の馳走人：歌⑦：14-29（6）：中西清右衛門

※役者の仕出しは、小肴屋次左衛門（歌⑦：14-07）。

役者馳走人：歌⑨：17-27（4）高杉喜兵衛

役者方馳走人：歌27：43-18（3）：「買物役」広瀬太左衛門・古田七郎兵衛

※歌27は、上記「役者用聞き」参照。

役者・役者下々の夜食等の馳走役人：操⑤：08-34：斎藤二郎兵衛

※斎藤については「【払い方】報酬の払い方（使い）：歌⑥：15-02」モ見ヨ。

役者の【屋食】等の申付け：歌38：59-05：「台所頭」木村久兵衛に

役者給仕：操②：05-16（1）：坊主・小人

【役者給仕】：歌⑦：14-07：役者の小者・小肴屋次左衛門の召し遣れた者共

役者給仕：歌30：49-13（4）：足輕

役者方給仕：歌32：51-25（4）：足輕

役者の夜食等給仕：操⑤：08-34：小人

役者賄所【番人】：歌39：60-20（6）：〔勘定〕算者1人・足輕目付1人

役者賄所【番人】：歌43：64-19（6）：〔勘定〕算者1人・足輕目付1人

役者賄所【番人】：歌44：65-01-15（6）：〔勘定〕算者1人・足輕目付1人

※本文の「算者」をここで「〔勘定〕算者」とするのは「分限帳」の役職名による。

山鹿藤介と戸沢長由に、見物仰せ付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

山鹿藤介・戸沢長由・山田雄山に、見物仰せ付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

山中六左衛門に見物仰付けを伝達 【伝達】ヲ見ヨ

縫之間【番人】：操②：05-13（ク）：足輕組頭2人

縫之間【番人】：操③：06-16（オ）：江戸足輕小頭2人

ゆ

よ

用聞き 「役者用聞き」ヲ見ヨ

用番：操⑧：23-08：〔近習用人〕川越清左衛門  
用番：操⑧：24-07：〔近習用人〕川越清左衛門  
用番：歌21：34-11：「用人」山川角右衛門・「用人」（〔近習用人〕）大湯五左衛門  
用番：歌27：43-32：朝（用人）堀伝左衛門・夜「用人」山川角右衛門  
用番：歌34：53-33：「用人」山川角右衛門  
用番：歌37：58-11：「用人」山川角右衛門

【予約】（琴屋政右衛門）の意の取継ぎ：歌40：61-04：「小姓組頭」大石郷右衛門より「目付」大久保五郎兵衛へ  
※予約の意は1月23日に当主より。上演は2月2日。  
※【取継ぎ】ヲ参照。

【予約】上演を操りに変更、操りの【予約】を申付け：操⑨：55-07：目付 大久保五郎兵衛に  
※見物事・狂言師の儀の法度（歌36：55-07）が出たため。  
※当主が申し付けたのは3日。操りの上演は11日。  
※【申付け】ヲ参照セヨ。

ら

り

（役者）料理之間中之間屏風で仕切り、楽屋に囲い、板縁に薄縁しき、役者下々、道具を置く  
：歌④：09-03：中小姓2人・徒目付1人

料理之間上之間、隙囲い（〔見物所〕）：歌⑥：13-03：役人名ナシ  
【料理之間】二之間舞台になる（する）：歌⑥：13-03：役人名ナシ

料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る  
：歌21：34-02：役人名ナシ  
※この座敷にのれんを掛けるカ。「のれんを掛ける」参照。

料理之間見張り：歌30：49-10（ク）：勘定奉行 笹森次左衛門・手廻り 佐藤平大夫  
※佐藤は、のち、目付（操21：57-01）。

料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等まで【見張り】：歌⑦：14-12（1）：間宮勘右衛門・〔勘定奉行〕小倉作左衛門

料理之間、舞台、座敷囲い、掃除等までの掃除奉行：歌⑦：14-13（2）：土門四郎左衛門・斎木市右衛門

料理之間南縁の左右に詰める：歌⑧：13-30（3）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛  
※両人は、舞台の見張り役人で、料理之間二之間は舞台。

料理之間〔番人〕：操③：06-15（エ）：徒2人

料理之間～御座之間への廊下の口、衝立のきし【番人】：歌④：09-03：手廻り2人

【料理之間】中敷居之間～料理之間上之間への廊下【番人】：操②：05-10（オ）：徒2人（ただし1人づつ）

【料理之間】台子之間～料理之間中之間への廊下【番人】：操②：05-11（カ）：徒2人（ただし1人づつ）

【料理之間】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、  
料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】  
：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、  
一人づつ）・小姓組3人

【料理之間】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、  
料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】

：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人ずつ）・小姓組2人

【料理之間】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、  
料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ詰める【番人】

：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人ずつ）・小姓組2人

料理（雑煮吸物）を申渡す：歌㊦：33-17：膳番に

※例年は、参籠の節には雑煮吸物は無いが、今年は思召しがある。

料理を家臣に与える：歌37：58-07：「用人」[山川]角右衛門・「用人」[須藤]五郎大夫

【料理膳立て】客の料理膳立てを申付ける：操㊦：56-09：膳番 佐々木四郎兵衛に

※食事所は書院ゆえ、膳立ては【書院】中之座敷ですること。

料理并菓子見積り：歌32：51-20（ア）：「用人」山川角右衛門・滝川藤九郎

※菓子関係は、【菓子】ヲ見ヨ。

【料理見積り】奥料理見積り：操㊦：06-03（ア）：〔家老〕[杉山]八兵衛・〔家老〕[渡辺]次大夫

【料理見積り】奥方料理諸色【見積り】：操㊦：10-23（イ）：〔家老〕田村藤大夫

【料理見積り】奥方料理諸色【見積り】：歌㊦：13-21（イ）：〔家老〕田村藤大夫

【料理見積り】奥料理方諸色【見積り】：歌㊦：14-20（ケ）：間宮勘右衛門

【料理見積り】奥方料理諸色見積り：歌㊦：17-19（イ）：〔用人〕堀伝左衛門

【料理見積り】奥様料理見積り：歌27：43-15（イ）：〔用人〕堀伝左衛門

【料理見積り】奥にて料理見積り：歌30：49-06（オ）：用人 松野茂右衛門・近習（〔大目付〕）佐々木刑部左衛門

【料理見積り】奥様にて料理見積り：歌32：51-21（イ）：「用人」山川角右衛門・滝川藤九郎

【料理見積り】大奥様にての料理見積り、菓子三度：操21：57-11（カ）：用人 須藤五郎大夫

【料理見積り】大奥様料理方【見積り】：歌39：60-07（イ）：「用人」松野茂右衛門

【料理見積り】大奥様料理方【見積り】：歌43：64-05（イ）：「用人」松野茂右衛門

【料理見積り】大奥様料理見積り：歌44：65-01-03（イ）：「用人」山川角右衛門

【料理見積り】【奥】御次【料理】見積り：歌32：51-22（ウ）：「間役」長尾小治郎・「間役」勝本藤左衛門

※勝本は下記「【料理見積り】書院【料理】見積り：歌32：51-04」参照。

【料理見積り】表料理見積り：操㊦：06-04（イ）：〔家老〕田村藤大夫

【料理見積り】表料理方諸色【見積り】：歌㊦：14-17（カ）：〔家老〕田村藤大夫

【料理見積り】表方料理諸色見積り：歌㊦：17-20（ウ）：間宮勘右衛門・〔用人〕木村奎之助

【料理見積り】表方料理見積り：歌39：60-06（ア）：「用人」須藤五郎大夫

【料理見積り】表料理見積り：歌43：64-04（ア）：「用人」須藤五郎大夫

【料理見積り】表料理見積り：歌44：65-01-02（ア）：「用人」松野茂右衛門

【料理見積り】表料理、座敷の分【見積り】：操㊦：10-24（ウ）：間宮勘右衛門

【料理見積り】表料理、座敷の分【見積り】：歌㊦：13-22（ウ）：間宮勘右衛門

【料理見積り】勝手への料理【見積り】：操㊦：05-06（ア）：高部半左衛門

【料理見積り】勝手向料理【見積り】：操㊦：10-27（カ）：野上彦右衛門

【料理見積り】勝手向料理見積り：歌㊦：13-26（キ）：小田桐伊兵衛

【料理見積り】勝手料理見積り：歌㊦：14-21（コ）：〔用人〕戸沢弥五兵衛

【料理見積り】勝手料理見積り：歌30：49-07（カ）：間役（役人名ナシ）

【料理見積り】

※「間役」の人名は上記「【料理見積り】【奥】御次【料理】見積り」参照。

【料理見積り】【休息之間料理】見積り：操21：57-05（ア）：小姓頭 大石郷右衛門

※大石は、操21：57-01では小姓組頭。

【料理見積り】九間之廊下に【料理見積り】：操21：57-08（エ）：小姓組頭 石田丈右衛門

【料理見積り】御膳所に、料理菓子共に【見積り】：操21：57-09（オ）：用人 大瀧五左衛門

【料理見積り】座敷料理【見積り】：操②：05-06（ア）：〔家老〕田村藤大夫

【料理見積り】書院【料理】見積り：操21：57-06（イ）：用人 松野茂右衛門

【料理見積り】書院【料理】見積り：歌32：51-04：「間役」勝本藤左衛門

※歌32は、「〔書院料理】見積り」を参照。

※勝本は、上記「【料理見積り】〔奥〕御次【料理】見積り」参照。

【料理見積り】役者への料理【見積り】：操②：05-17（2）：糺沢徳左衛門

【料理見積り】〔役者】料理取付見積り役人：歌34：53-25（1）：野上小七郎

【料理方】役者料理方：操③：06-13（1）：小野庄五郎・三塚二郎兵衛

【料理給仕見積り】〔表料理】給仕見積り：歌⑦：14-18（キ）：〔用人〕木村壺之助・一町田半六

【料理給仕見積り】〔勝手料理】給仕見積り：歌⑦：14-22（サ）：〔中小姓頭〕高屋権兵衛

【料理給仕見積り】書院【料理】給仕方見積り：操21：57-07（ウ）：小姓組頭 藤岡三左衛門

【料理給仕】〔表料理】給仕：歌⑦：14-19（ク）：小姓

【料理給仕】〔表料理】給仕：歌⑨：17-21（エ）：小姓組

【料理給仕】表料理、座敷の分、給仕：操⑥：10-25（エ）：小姓

【料理給仕】表料理、座敷の分、給仕：歌⑥：13-23（エ）：小姓

【料理給仕】勝手向料理、給仕：操⑥：10-28（キ）：徒・坊主

【料理給仕】勝手向料理給仕：歌⑥：13-27（ク）：中小姓

【料理給仕】〔勝手料理】給仕：歌⑦：14-23（シ）：中小姓

【料理給仕】勝手料理給仕：歌30：49-08（キ）：中小姓

【料理給仕】〔休息之間料理】給仕：操21：57-05（ア）：近習小姓

る

れ

ろ

【廊下】九間之廊下に【料理見積り】：操21：57-08（エ）：小姓組頭 石田丈右衛門

【廊下】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ結める【番人】  
：歌39：60-15（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組3人

【廊下】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ結める【番人】  
：歌43：64-13（カ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【廊下】九間之廊下、中敷居際よりくいちがいに屏風立て、料理之間より廊下へ出る二本戸をはずし、その向こうへ結める【番人】  
：歌44：65-01-09（エ）：「中小姓頭」富永十蔵・「徒頭」竹内仁兵衛・「徒頭」浅田孫之進（以上のうち、一人づつ）・小姓組2人

【廊下】御座之間南の廊下、杉戸の外番人：操②：05-09（エ）：〔諸手足軽頭〕旦野序右衛門・〔用人〕戸沢弥五兵衛

【廊下】御座之間への廊下番人：歌46：67-14（ウ）：如例（役人名ナシ）（※賭事役付、別帳アリ）

ろ

【廊下】御用所への廊下に【番人】：歌39：60-17（ク）：徒3人・足軽目付1人

【廊下】御用所への廊下に【番人】：歌43：64-16（ケ）：徒3人・足軽目付1人

【廊下】御用所への廊下に【番人】：歌44：65-01-12（キ）：徒3人・足軽目付1人

【廊下】台子之間～料理之間中之間への廊下【番人】：操②：05-11（カ）：徒2人（ただし1人づつ）

【廊下】鉄砲廊下【番人】：歌⑦：14-27（ソ）：安藤清左衛門・〔寄合〕津島瀬兵衛

【廊下】時計之間、廊下、衝立の外番人：操21：57-17（ク）：中小姓・徒目付1人

【廊下】時計之間、廊下、屏風の外に番人：歌39：60-19（コ）：徒3人・徒目付1人

【廊下】時計之間、廊下、屏風の外に【番人】：歌43：64-18（サ）：徒3人・徒目付1人

【廊下】時計下廊下、屏風の外に【番人】：歌44：65-01-14（ケ）：徒3人・徒目付1人

【廊下】中敷居之間～料理之間上之間への廊下【番人】：操②：05-10（オ）：徒2人（ただし1人づつ）

【廊下】広間後の廊下見張り：操⑩：46-19（ケ）：根井新介

【廊下】広間後の廊下給仕：操⑩：46-19（コ）：徒

【廊下】料理之間廊下南の方の口を閉め、囲炉裏切に曲尺の手に、座敷を屏風で仕切る：歌21：34-02：役人名ナシ  
※「のれんを掛ける」参照。

【廊下】料理之間～御座之間への廊下の口、衝立のきし【番人】：歌④：09-03：手廻り2人

【ろうそく】【照明用の】八十め懸けのろうそくを、舞台左右の柱に二所、舞台先の下に五所、

【見物】座敷緑の柱に1間ずつ間をおいて、柱ごとに掛ける：操⑤：08-16：役人名ナシ

【六尺】中屋敷奥様（御新造様）の六尺：歌⑮：28-01：8人（家臣名ナシ）

わ

若殿（津軽平蔵）お迎え：歌37：58-01：〔家老〕津軽叔負・諸手物頭 溝口兵左衛門・諸手物頭 唐牛十郎右衛門・  
目付（〔手廻一番組〕）秋元三右衛門

※唐牛は、分限帳に、七郎右衛門〔若殿付き〕と十右衛門〔徒五番組〕が記載されている。

若殿（津軽平蔵）付き：操21：57-01：〔若殿付き〕新屋吉兵衛・若殿付き 小山文右衛門・小姓組（※以上は、見物のみ）

若殿（津軽平蔵）年頭名代の使者：歌43：64-29：〔留守居組頭〕山中六左衛門

※参考：若殿（津軽平蔵）の仕事としては、土井能登守・久世出雲守の見送りがある。「【見送り】・【出迎え】」ヲ見ヨ。